



よ な ご っ こ
未 来 応 援 プ ラ ン

- 米子市次世代育成支援行動計画 -



平成22年3月
米子市

はじめに



平成17年3月に米子市次世代育成支援行動計画（よなごっこ未来応援プラン）を策定してから5年が経過しました。

5年前に将来人口などを推計しましたが、残念ながら当時の予測以上の速さで少子化が進んでいるようです。本市の出生率も全国平均よりは高いものの、年々減少している状況です。

しかしながら、平成20年から合計特殊出生率が増加に転じるなど、少子化が好転する兆しも見え、これからますます、安心して子どもを生み育てられる環境の整備が必要とされていると感じています。

この米子市次世代育成支援行動計画後期計画は、5年前に策定した米子市次世代育成支援行動計画を、この5年間の子育て支援施策の課題と成果から、現在の新たな課題を含めて検討し、見直したものです。

米子市でも平成17年度以降、認可保育所の定員増、なかよし学級の増設、病児・病後児保育施設の増、小児医療費助成の年齢拡大、育児支援家庭訪問事業、こんには赤ちゃん事業、5歳児発達支援事業などの施策を進めてきましたが、今後も引き続き有効な子育て支援サービスの提供に努めたいと考えています。

そして、未来を担う米子の子どもたちが、いきいきと個性豊かに育つことができるようなまちづくりに努めたいと思っています。

子どもを取り巻く周囲の大人が連携し、地域全体で子育てを支えていける地域の創造に、どうかお力をお貸しください。

平成22年3月

米子市長 野坂康夫

目次

第1章 後期計画の策定にあたって	1
1．後期計画策定の背景	2
2．後期計画の位置づけと目的	3
3．後期計画の期間	4
第2章 米子市の現状	5
1．米子市の人口等の現状	6
2．米子市の保育サービス、子育て支援サービス等の受入れ状況	15
3．米子市の保育サービス、子育て支援サービス等の利用動向	20
第3章 米子市のニーズ量の推計	25
1．ニーズ量の推計方法	26
2．米子市の将来児童人口推計	26
3．米子市の家庭類型	27
4．ニーズ量の推計結果	29
第4章 前期計画の評価と今後の課題・方向性	33
1．地域における子育て支援	34
2．母子の健康の確保及び増進	36
3．教育環境の整備	37
4．生活環境の整備	38
5．職業生活と家庭生活の両立支援	39
6．子どもの安全の確保	39
7．支援を必要とする子ども等への取組みの推進	40
第5章 米子市次世代育成支援行動計画 後期計画	41
1．基本理念	42
2．基本目標	43
3．評価指標	44
4．基本施策	46
第6章 後期計画の推進に向けて	69
1．推進体制	70
2．各主体の役割	71
資料編	73
資料1 策定スケジュール	74
資料2 米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会設置要綱	75
資料3 米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会委員名簿	76

第 1 章

後期計画の策定にあたって



- 1 . 後期計画策定の背景
- 2 . 後期計画の位置づけと目的
- 3 . 後期計画の期間

第1章 後期計画の策定にあたって

1. 後期計画策定の背景

我が国では、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、「行動計画策定指針」を踏まえて地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。本市でも「よなごっこ未来応援プラン - 米子市次世代育成支援行動計画 - 」を平成17年3月に策定し、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画に基づき、各種施策を実行しています。

また、平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を踏まえ、様々な対策を実施しています。

しかしながら、我が国は、平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数が約106万人、合計特殊出生率が1.26と、著しい少子化の進行が見られました。平成18年以降は若干の改善傾向が見られますが、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によると、平成67(2,055)年にあっても合計特殊出生率は1.26(出生中位・死亡中位推計)と示されており、少子化はこれからも進行すると予測されています。

このような社会状況を踏まえ、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が設置され、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。このうち、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」については、平成19年12月に仕事と生活の調和推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

さらに、平成20年2月には、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して、保育施策を質・量ともに充実・強化するために「新待機児童ゼロ作戦」が取りまとめられました。

このような流れの中で、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律案」が、平成20年11月26日に可決、同年12月3日に公布され、「次世代育成支援対策推進法」と「児童福祉法」が一部改正されました。このことを踏まえて、平成21年3月23日には「行動計画策定指針」が改正されました。

以上の背景から、本計画では、改正された「行動計画策定指針」や前期計画以降の次世代育成支援対策に関する各種施策の動向等を踏まえ、平成22年度以降の行動計画について定めています。

2. 後期計画の位置づけと目的

米子市では、平成 17 年度に「よなごっこ未来応援プラン(前期計画)」を策定しました。

その後 5 年が経過し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も変化し続けています。

出生数は、米子市においても引き続き減少しており、前期計画時の予想を超えて減少しています。

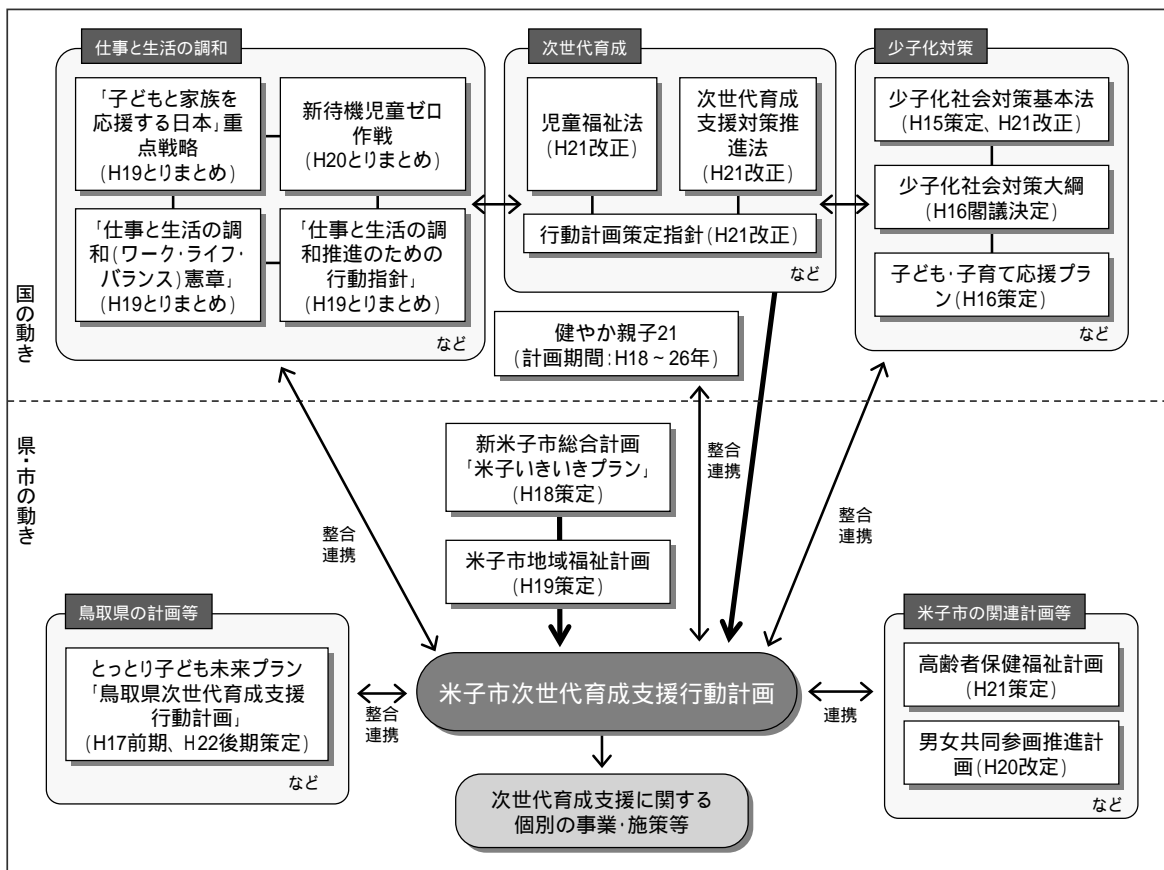
また、不安定な経済情勢の中で、子育てに対しての経済的な負担感の増大や、自分から「助けが必要」と言えず一人で悩みを抱え込んでいる保護者など、多種多様な子育てに対する支援策が求められています。

そのため、家族構成や保護者の就業状況などに関わらず、すべての子育て家庭において、安心して子育てが出来る環境の創出が必要となっています。

そこで、前期計画策定後 5 年間の社会情勢の変化を考慮しながら、前期計画で基本施策として挙げた各事業の取組み状況を点検・評価した上で、子育てを取り巻く状況を改善し、米子市は「安心して子どもを生み育てられるまち」となっていくことが望まれます。

平成 18 年に策定された新米子市総合計画、平成 19 年に策定された(平成 21 年に第 2 期計画が策定された)米子市地域福祉計画の理念に基づいて、多くの子どもが生まれ育つ環境をつくり出すために、医療機関が充実していることなど本市の特性を活かしながら、今後 5 年間の米子市における次世代育成のために必要な活動の行動指針とすることを目的として、この後期計画を策定します。

図 - 計画の位置づけ

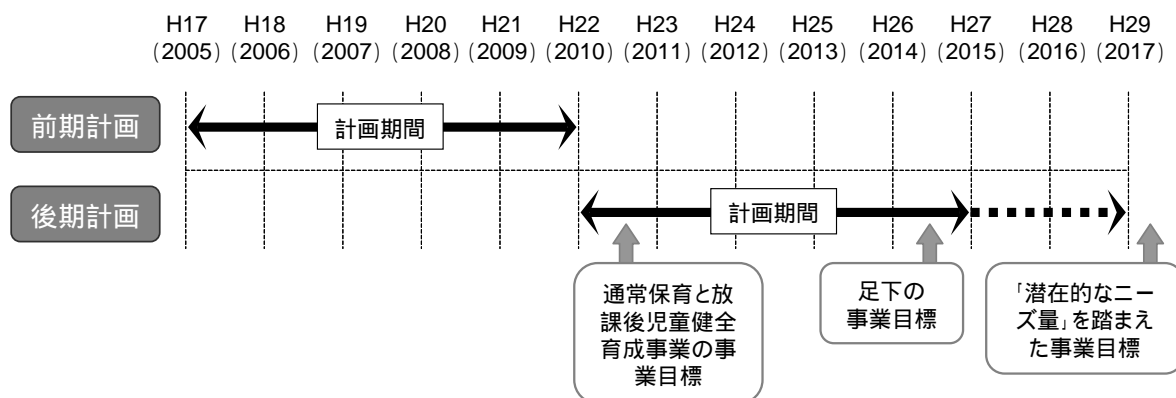


3. 後期計画の期間

本計画は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 カ年の計画です。

ただし、「潜在的なニーズ量」を踏まえた事業の目標年については、新待機児童ゼロ作戦との整合性を図り、新待機児童ゼロ作戦の最終年である平成 29 年度とします。また、足下の事業目標については、本計画の最終年である平成 26 年度とし、通常保育と放課後児童健全育成事業については、新待機児童ゼロ作戦の集中重点 3 カ年度の最終年度である平成 22 年度の事業目標も設定します。

図 - 計画の期間



第2章 米子市の現状



- 1．米子市の人口等の現状
- 2．米子市の保育サービス、子育て支援サービス等の受入れ状況
- 3．米子市の保育サービス、子育て支援サービス等の利用動向

第2章 米子市の現状

1. 米子市の人口等の現状

(1) 人口・世帯数、世帯規模の推移

本市の人口の推移を国勢調査でみると、平成7年に143,856人であった人口が、平成17年には149,584人となっており、10年間で5,728人増加しています。増加傾向は続いているものの、平成2年～12年の10年間の増加数7,334人と比べると増加傾向は鈍化しています。

世帯数も、平成7年に48,518世帯であったものが平成17年には55,449世帯となっており、6,931世帯増加しているものの、人口と同様に、平成2年～12年の10年間の増加数8,176世帯と比べると増加傾向は鈍化しています。

以上のように、平成17年時点では人口、世帯数ともに増加していますが、人口の増加と比較して、世帯数の増加が大きいことから、世帯規模(世帯当たり人員)の縮小化がさらに進んでおり、平成7年から平成17年までの10年間で約0.27人/世帯(2.97人/世帯→2.70人/世帯)減少しています。

図 - 人口・世帯数等の推移(国勢調査) 注)年齢不詳を含む。

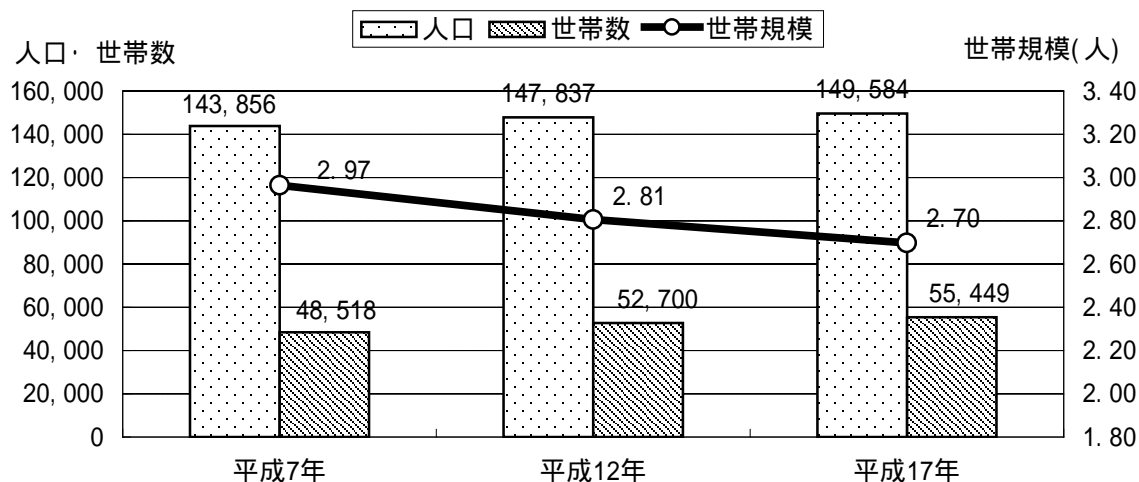


表 - 人口・世帯数等の推移(国勢調査) 注)年齢不詳を含む。

	平成7年	平成12年	平成17年	増減割合	
				H7 H12	H12 H17
人口 (a)	143,856	147,837	149,584	102.8%	101.2%
世帯数 (b)	48,518	52,700	55,449	108.6%	105.2%
世帯規模 (a/b)	2.97	2.81	2.70	94.6%	96.2%

世帯数は、総世帯数(一般世帯と施設等の世帯の合計)

(2) 年齢別人口の推移

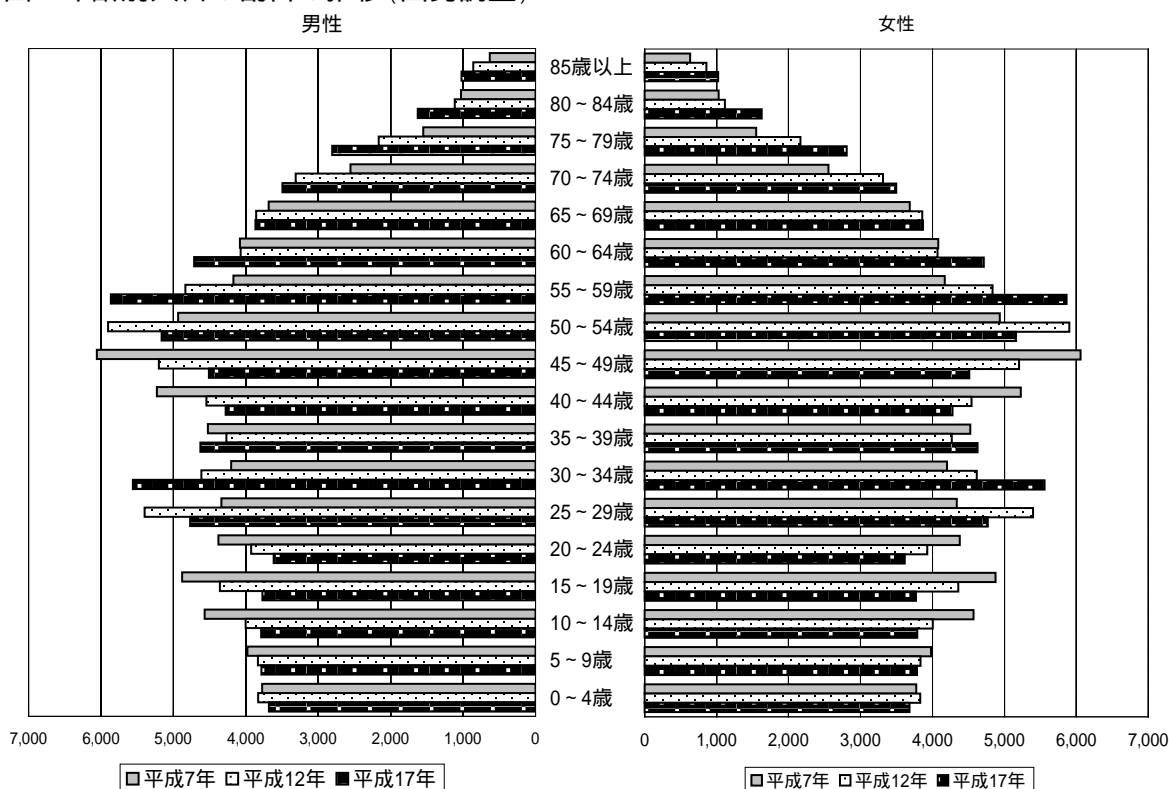
本市の年齢別人口の推移を国勢調査でみると、0～14歳の年少人口が著しく減少しており、平成7年に24,246人であったものが平成17年には22,067人となり、2,179人減少しています。逆に、65歳以上の高齢者は著しい増加傾向にあり、平成7年に24,354人であったものが、平成17年には32,139人となり、7,785人増加して、年少人口より多くなっています。

65歳以上の高齢化率は、平成7年から平成17年までの10年間で4.6ポイント(16.9%→21.5%)上昇しており、およそ5人に1人は高齢者という状況になっています。

表 - 年齢別人口の推移(国勢調査) 注)年齢不詳を含まない。

		合計			男性			女性		
		平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年	平成7年	平成12年	平成17年
0～14歳	人口	24,246	22,973	22,067	12,323	11,666	11,254	11,923	11,307	10,813
	全人口に占める割合	16.9%	15.6%	14.8%	18.0%	16.6%	15.9%	15.8%	14.6%	13.8%
15～64歳	人口	95,222	95,877	95,197	46,794	47,115	46,870	48,428	48,762	48,327
	全人口に占める割合	66.2%	65.0%	63.7%	68.2%	67.2%	66.1%	64.4%	63.1%	61.6%
65歳以上	人口	24,354	28,552	32,139	9,451	11,312	12,819	14,903	17,240	19,320
	全人口に占める割合	16.9%	19.4%	21.5%	13.8%	16.1%	18.1%	19.8%	22.3%	24.6%
合計		143,822	147,402	149,403	68,568	70,093	70,943	75,254	77,309	78,460

図 - 年齢別人口の割合の推移(国勢調査)

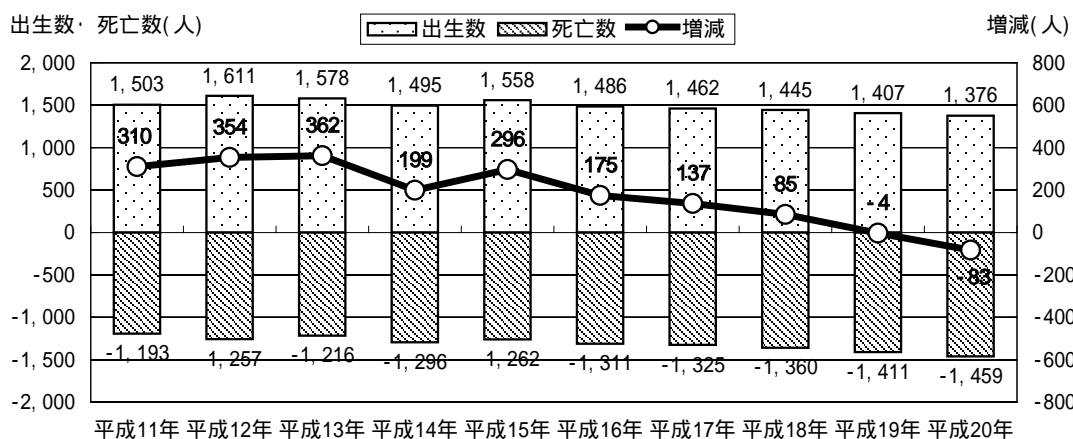


(3) 人口動態

自然動態

本市の自然動態（出生・死亡）をみると、出生数は平成15年まで1,500～1,600人程度で推移していましたが、平成15年を境に減少傾向に転じています。一方、死亡数は平成15年まで1,100～1,300人程度で推移していましたが、平成15年を境に増加傾向に転じており、平成18年まで続いていた自然増が、平成19年に初めて死亡数が出生数を上回り、自然減に転じています。

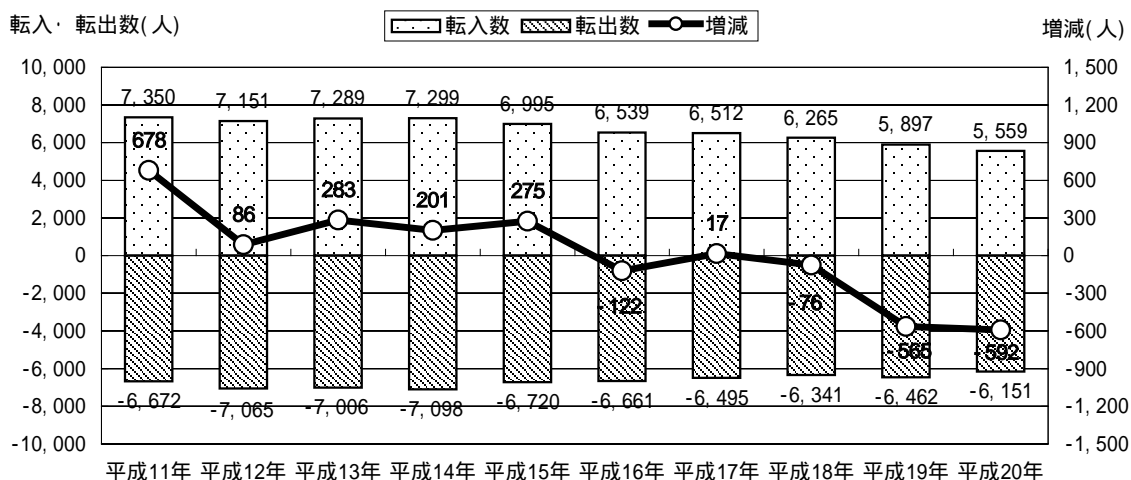
図 - 自然動態(鳥取県人口動態統計調査)



社会動態

本市の社会動態（転入・転出）をみると、転入、転出ともに減少傾向を示していますが、平成11年から平成20年までの10年間で、1年間あたりの転入数は1,791人の減少、1年間あたりの転出数は521人の減少と、転入数の減少が顕著です。近年では、平成16年に社会減に転じたのを皮切りに、転出数が転入数を上回っており、社会減が続いています。

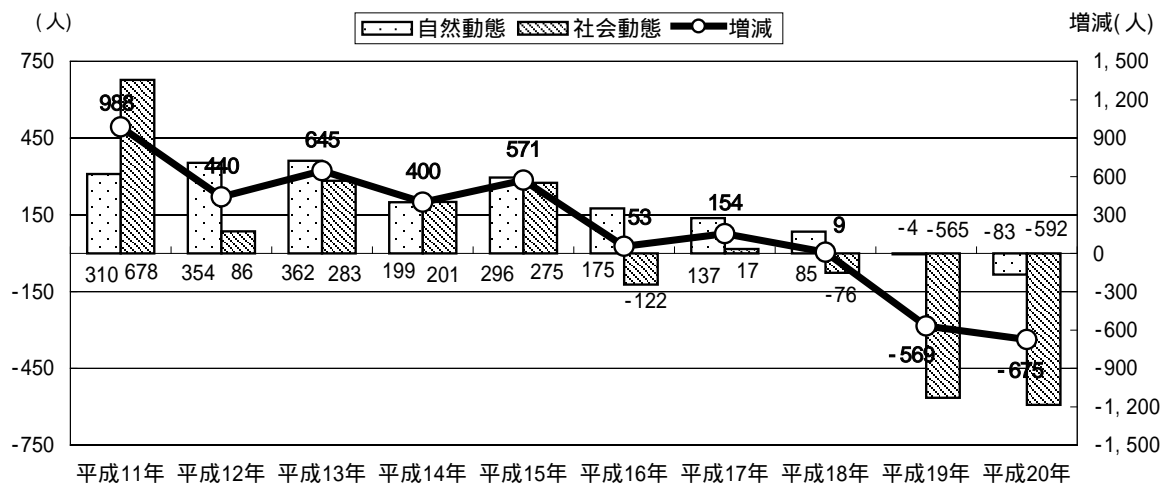
図 - 社会動態(鳥取県人口移動調査)



人口動態

本市の人口動態をみると、平成15年までは、自然増と社会増であったため、人口の増加が続いていましたが、平成16年から社会減に転じ、平成19年以降は自然減も加わって、人口が減少に転じています。

図 - 人口動態(鳥取県人口動態統計調査、鳥取県人口移動調査)



(4) 家族構成の動向

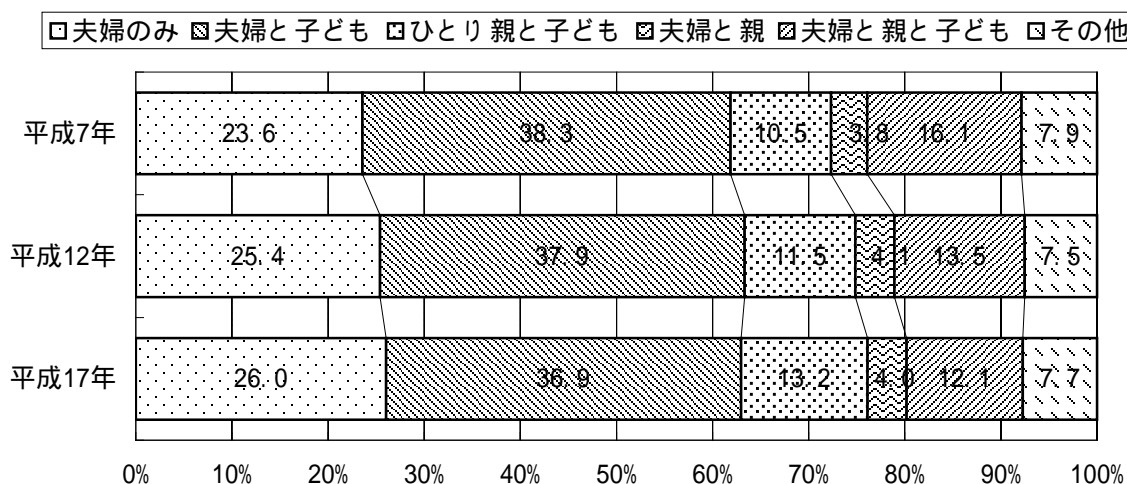
本市の家族構成の推移を国勢調査で見ると、核家族世帯の増加が目立っています。特に「夫婦のみ」の世帯、「ひとり親と子ども」の世帯が増加しており、平成7年から17年の間で、「夫婦のみ」の世帯は1,459世帯の増加、「ひとり親と子ども」の世帯は1,276世帯の増加となっています。「夫婦と子ども」の世帯も288世帯の増加となっていますが、全体に占める割合は小さくなっています。

一方で、「夫婦と親と子ども」の世帯（親との同居世帯）は著しく減少しており、全体に占める割合も平成7年の16.1%から平成17年の12.1%へと小さくなっています。

表 - 家族構成別世帯数の推移(国勢調査)

	総数	親族世帯									非親族	単独
		親族世帯総数	核家族世帯	夫婦のみ	夫婦と子ども	ひとり親と子ども	その他	夫婦と親	夫婦と親と子ども	その他		
平成7年	48,418	37,050	26,796	8,735	14,185	3,876	10,254	1,396	5,949	2,909	58	11,310
平成12年	52,253	38,537	28,852	9,790	14,622	4,440	9,685	1,563	5,218	2,904	214	13,502
平成17年	55,212	39,171	29,819	10,194	14,473	5,152	9,352	1,585	4,736	3,031	352	15,689
備考	増加	増加	増加	増加	横ばい	増加	減少	増加	減少	横ばい	増加	増加

図 - 家族構成別世帯数(親族世帯の構成比)の推移(国勢調査)



(5) 婚姻・離婚

本市の婚姻・離婚の推移を平成11年から平成20年でみると、婚姻数は800～1,000件の間を推移していますが、やや減少傾向を示しており、10年間での年平均は894件となっています。婚姻率(人口千人当たり婚姻数)は5.4～6.5の間で推移し、こちらもやや減少傾向にあります。

離婚数は300～500件の間を推移しており、平成15年までは増加傾向、それ以降は減少傾向を示しています。離婚率(人口千人当たり離婚数)は2.2～3.1の間で推移し、こちらも同様に、平成15年までは増加傾向、それ以降は減少傾向を示しています。この離婚件数の増加は、先述した「ひとり親と子ども」の世帯の増加にも繋がっていると考えられます。

図 - 婚姻件数・離婚件数(鳥取県人口動態統計調査)

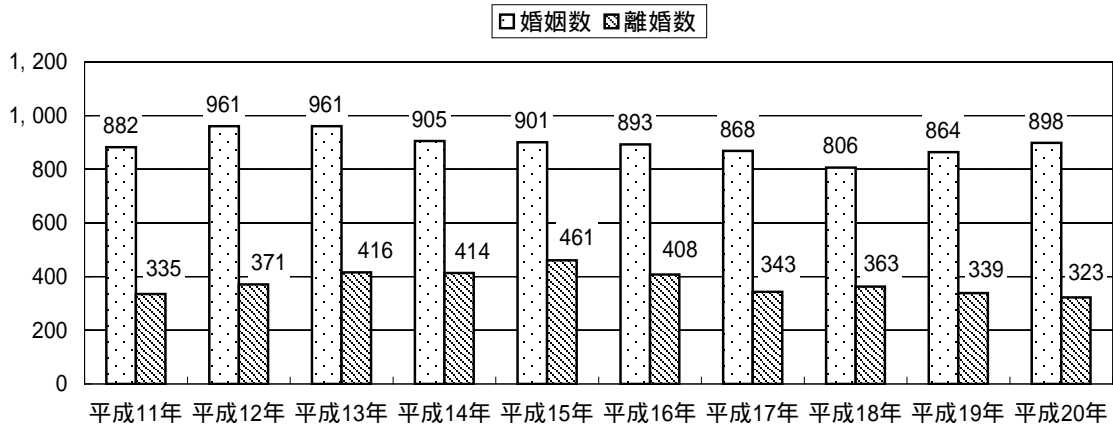


図 - 婚姻率・離婚率(鳥取県人口動態統計調査)

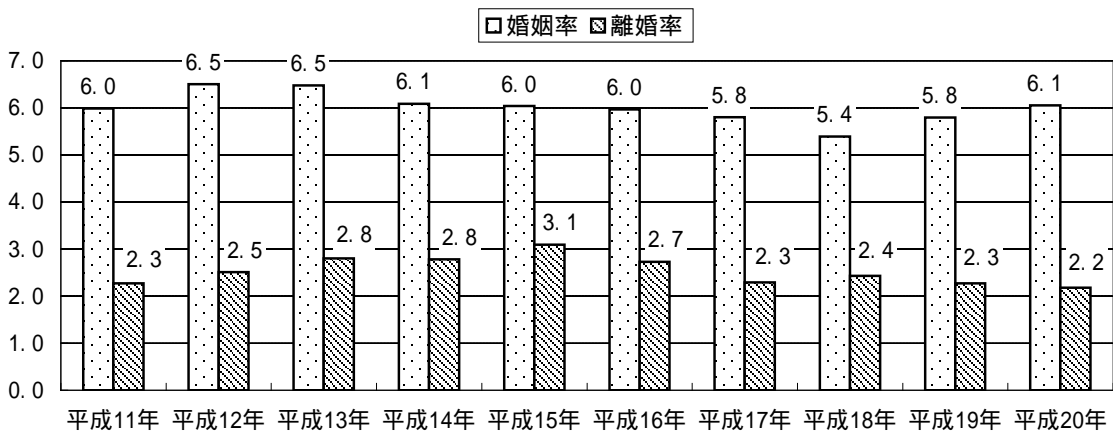


表 - 婚姻数・離婚数、婚姻率・離婚率の推移(鳥取県人口動態統計調査)

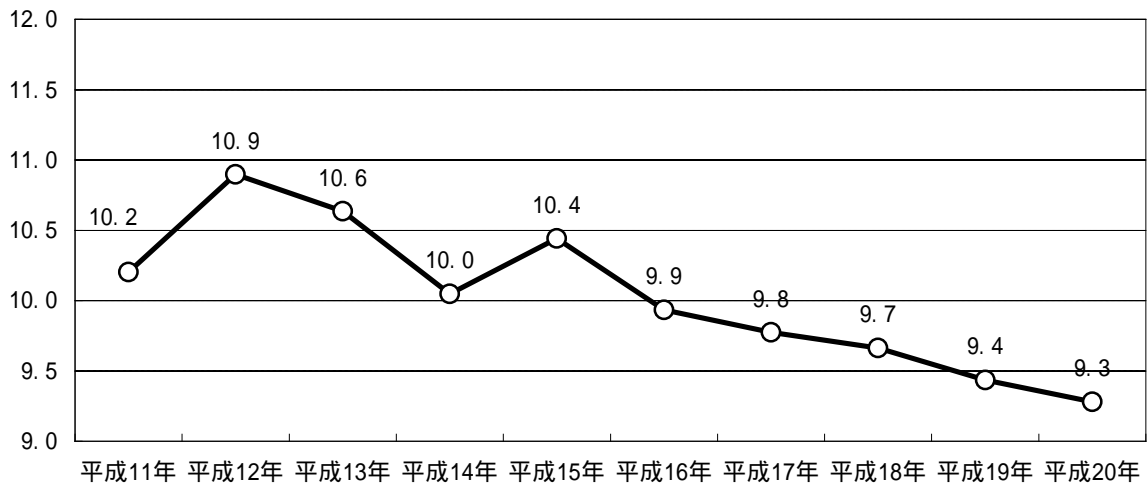
	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
婚姻数	882	961	961	905	901	893	868	806	864	898
離婚数	335	371	416	414	461	408	343	363	339	323
婚姻率*	6.0	6.5	6.5	6.1	6.0	6.0	5.8	5.4	5.8	6.1
離婚率*	2.3	2.5	2.8	2.8	3.1	2.7	2.3	2.4	2.3	2.2

*人口千人あたりの値

(6) 出生率

本市の平成 11 年から平成 20 年までの出生率(人口千人当たり出生数)の推移をみると、平成 15 年まで 10.0~11.0 の間で推移し、ほぼ横ばいでしたが、平成 15 年を境に下降に転じています。

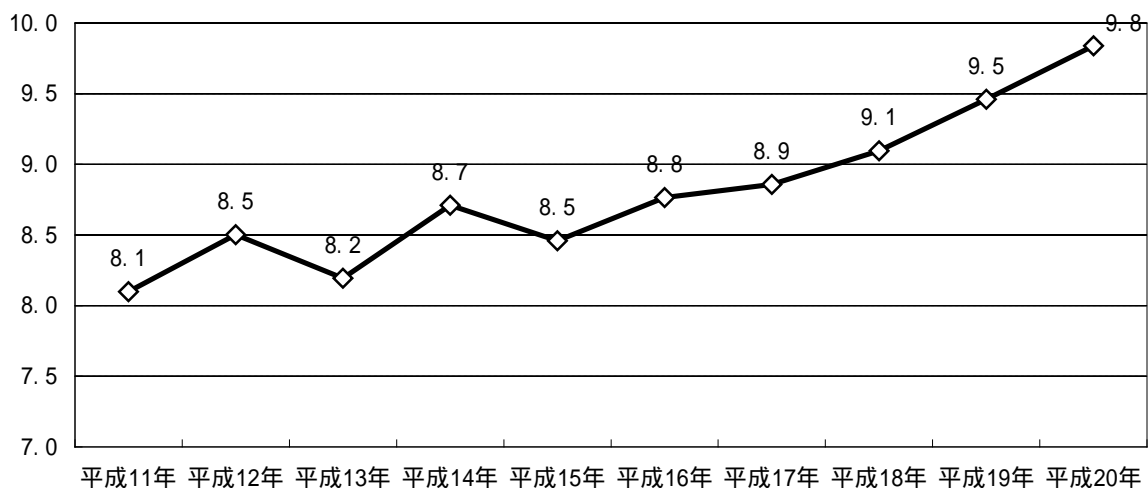
図 - 出生率(鳥取県人口動態統計調査)



(7) 死亡率

本市の平成 11 年から平成 20 年までの死亡率(人口千人当たり死亡数)の推移をみると、年々上昇傾向にあり、平成 19 年に初めて死亡率が出生率を上回っています。

図 - 死亡率(鳥取県人口動態統計調査)



(8) 合計特殊出生率

本市の平成 12 年から平成 20 年までの合計特殊出生率の推移をみると、おおむね下降傾向にあり、その傾向は、鳥取県、鳥取市の推移と類似しています。

注) 合計特殊出生率は、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢(15～49歳)の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものの。合計特殊出生率は、出産年齢の変化によって推計値が短期的に変動しやすく、女性が生涯に生む子どもの数が変わっていない状況で、晩婚化が進み、出産年齢が高く変化している場合、合計特殊出生率が一時的に過少に推計される可能性がある。

図 - 合計特殊出生率(鳥取県人口動態統計調査)

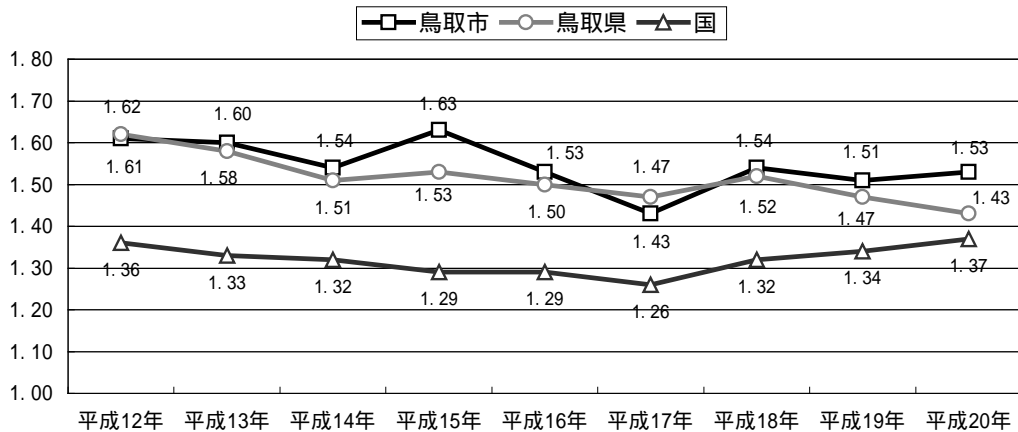
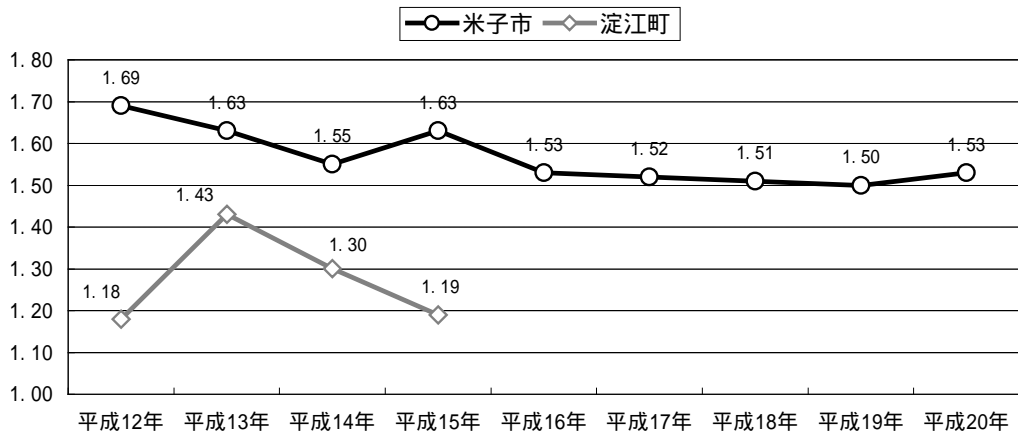


表-合計特殊出生率(鳥取県人口動態統計調査)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
米子市	1.69	1.63	1.55	1.63	1.53	1.52	1.51	1.50	1.53
淀江町	1.18	1.43	1.30	1.19	-	-	-	-	-
鳥取市	1.61	1.60	1.54	1.63	1.53	1.43	1.54	1.51	1.53
鳥取県	1.62	1.58	1.51	1.53	1.50	1.47	1.52	1.47	1.43
国	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37
	3ヶ年平均			3ヶ年平均			3ヶ年平均		
米子市	1.62			1.56			1.51		
淀江町	1.30			1.19			-		
鳥取市	1.58			1.53			1.53		
鳥取県	1.57			1.50			1.47		
国	1.34			1.28			1.34		

(9) 将来人口

本市の将来人口は、新米子市総合計画「米子いきいきプラン」では、平成27年で150,500人と予測され、平成12年より2,663人増加すると推計されています。推計では、平成22年まで人口が増加すると予測されていましたが、平成19年に自然動態、社会動態共に減少がみられ、本市の人口は既に減少に転じています。

65歳以上の高齢者は、平成27年で38,400人（高齢化率25.5%）と予測され、およそ4人に1人は高齢者という社会に突入します。

0～14歳の年少人口は、平成27年で22,200人（14.8%）と、平成17年以降は、人口、全体に占める割合ともほぼ横ばいで推移すると予測されています。

図 - 年齢別(3区分)の将来人口(平成12、17年:国勢調査、平成22、27年:新米子市総合計画)

注) 年齢不詳を含まない。

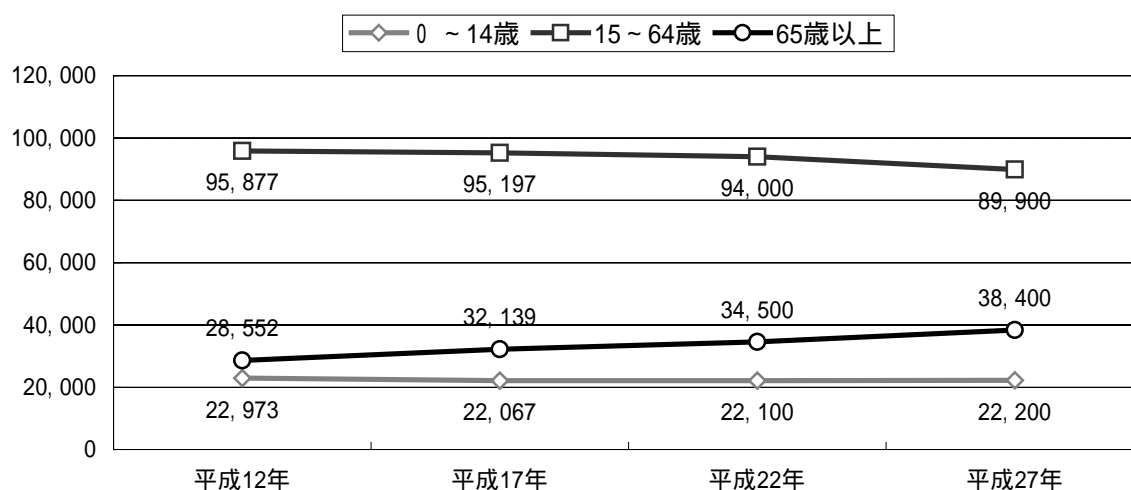


図 - 年齢別(3区分)の将来人口(平成12、17年:国勢調査、平成22、27年:新米子市総合計画)

注) 年齢不詳を含まない。

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)
0～14歳	22,973	15.6	22,067	14.8	22,100	14.7	22,200	14.8
15～64歳	95,877	65.0	95,197	63.7	94,000	62.4	89,900	59.7
65歳以上	28,552	19.4	32,139	21.5	34,500	22.9	38,400	25.5
合計	147,402	100.0	149,403	100.0	150,600	100.0	150,500	100.0

2. 米子市の保育サービス、子育て支援サービス等の受入れ状況

(1) 保育所

本市の認可保育所は、平成21年4月1日現在、40施設（公立17施設、私立23施設）あり、前期計画策定時の施設数と変わりません。施設の定員は3,545人で、前期計画策定時より60人増えています。

認可保育所のうち、一時保育は10施設、延長保育は25施設で実施されており、前期計画策定時より一時保育では3施設、延長保育では4施設と、それぞれ増えています。延長保育に関しては、私立保育所のおよそ9割で実施されています。

一方で、乳児保育は16施設、休日保育は3施設、障がい児保育は22施設で実施されていますが、前期計画策定時と比べ乳児保育と休日保育ではその数が変わらず、障がい児保育では6施設減っています。

保育所入所児童数は、前期計画策定後も年々増加傾向にありましたが、平成19年以降は横ばいで推移しています。

また、保育所入所児童数が施設の定員を上回る状況が毎年続いており、平成21年度も3,545人の定員に対し、3,695人の児童が入所しています。

表 - 保育所数、定員、特別保育の実施施設数(各年4月1日)

	公立			私立			合計		
	H16	H21	実施率	H16	H21	実施率	H16	H21	実施率
定員(人)	1,415	1,445	-	2,070	2,100	-	3,485	3,545	-
施設数(施設)	17	17	100.0%	23	23	100.0%	40	40	100.0%
乳児保育実施	3	3	17.6%	13	13	56.5%	16	16	40.0%
休日保育実施	0	0	0.0%	3	3	13.0%	3	3	7.5%
一時保育実施	2	2	11.8%	5	8	34.8%	7	10	25.0%
延長保育実施	4	4	23.5%	17	21	91.3%	21	25	62.5%
障がい児保育実施	10	9	52.9%	12	7	30.4%	22	16	40.0%

図 - 保育所入所児童数の推移(各年4月1日)

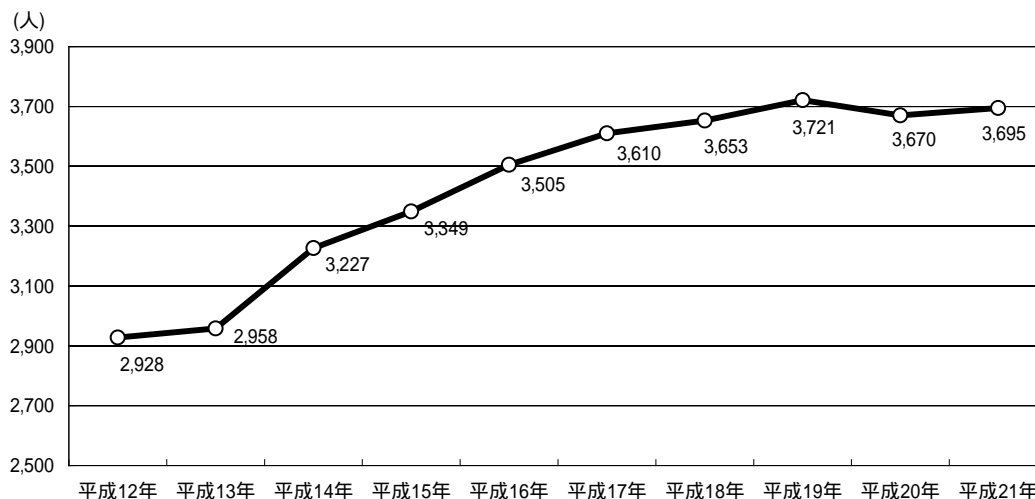
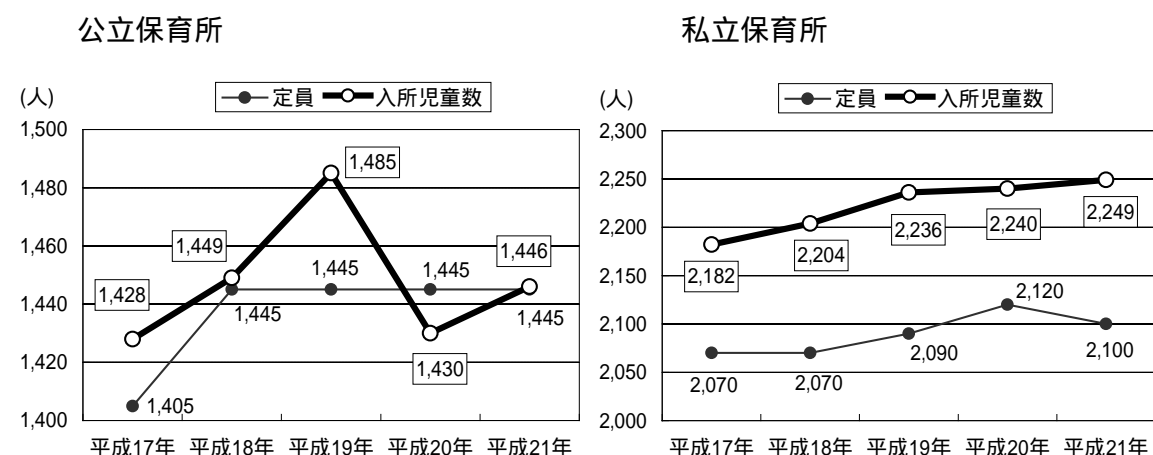


図 - 入所定員と入所児童数の推移(各年4月1日)



(2) 幼稚園

本市には、幼稚園が10施設あり、すべて私立幼稚園です。

幼稚園の在園児童数は、年々減少傾向にあり、平成20年時点で前期計画策定時より196人減っています。

幼稚園では、平成16年度から2歳児を受け入れており、受入れ数は平成19年度で一度落ち込んだものの、それ以降は増加傾向にあります。

また、通常の教育時間終了後に教育活動を行う預かり保育の園あたりの実施日数や一日あたりの児童数も、増加傾向がみられ、サービスを利用する児童の年間延べ人数は年々増加しています。

さらに、未就園児の親子を対象に、在宅親子登園事業(平成20年度:9園)、園開放(平成20年度:7園)を実施し、地域の子育て支援機関の役割も果たしています。

図 - 幼稚園在園児童数の推移(鳥取県学校基本調査)

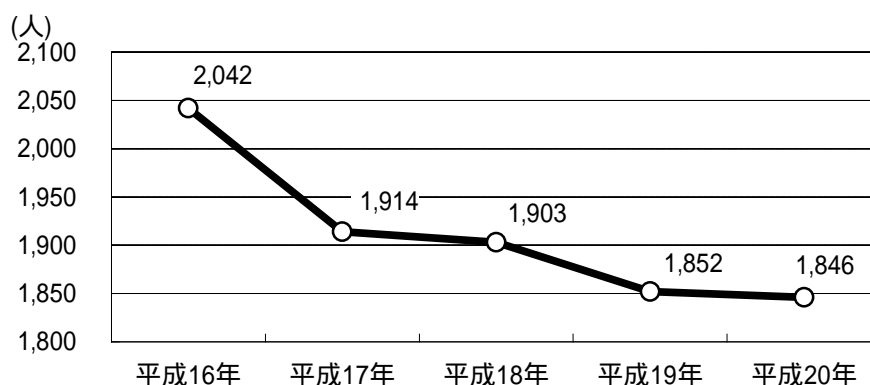


図 - 幼稚園 2 歳児受入れ数の推移 (各年 5 月 1 日現在)

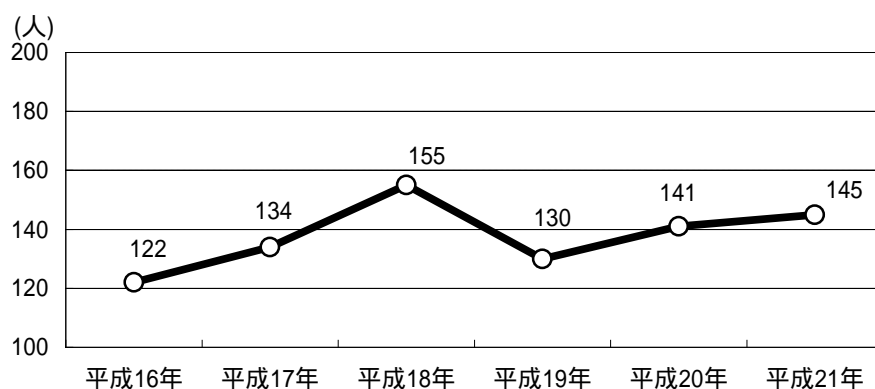


図 - 幼稚園での預かり保育実施状況 (鳥取県提供データ)

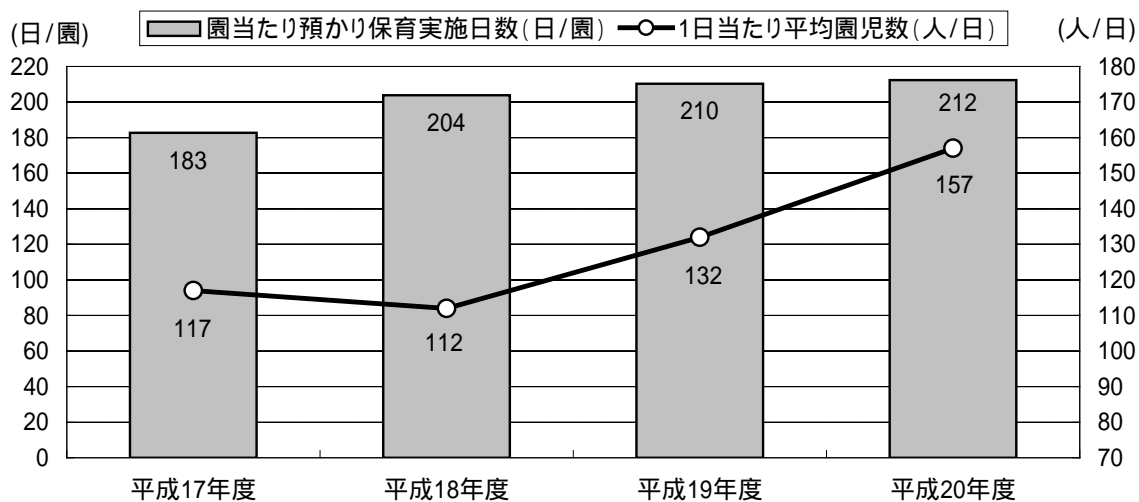


表 - 幼稚園での預かり保育実施状況 (鳥取県提供データ)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
預かり保育実施園数(園)	8	8	9	8
園当たり預かり保育実施日数(日/園)	183	204	210	212
1日当たり平均園児数(人/日)	117	112	132	157
預かり保育のサービス利用量(人日)	171,054	182,560	249,876	266,743

(3) 放課後児童クラブ・児童館

本市の放課後児童クラブ(なかよし学級)は、前期計画策定以降毎年増えており、平成21年は23施設で実施されています。なかよし学級への登録人数も増加傾向にあり、平成21年の登録人数は823人で、前期計画策定時より188人増えています。

児童館は4館あり、前期計画策定時と変わらず、延べ利用児童数は、増減を繰り返しながら推移しています。

図 - 放課後児童クラブ(なかよし学級)の施設数と登録人数の推移(各年4月1日)

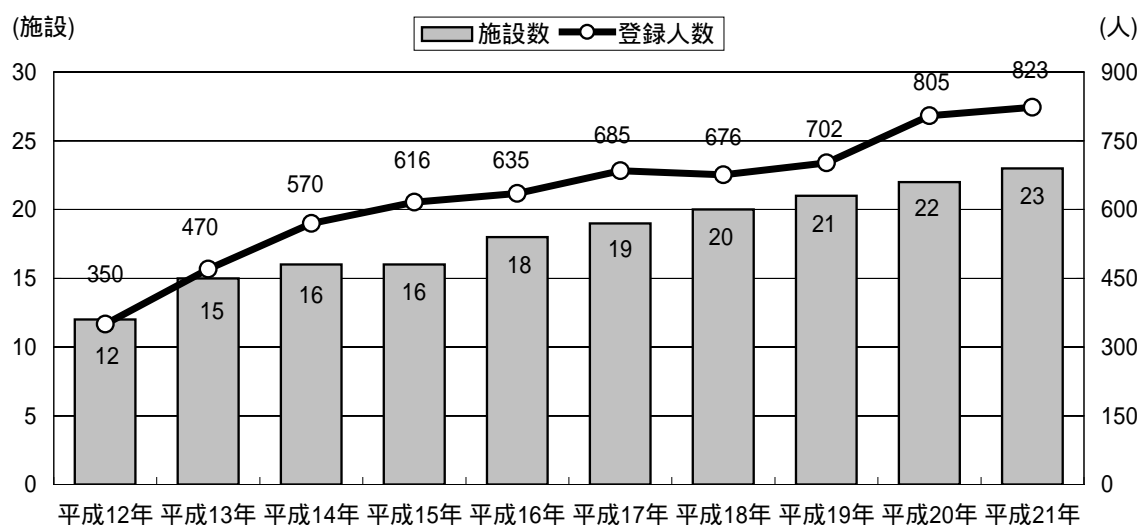
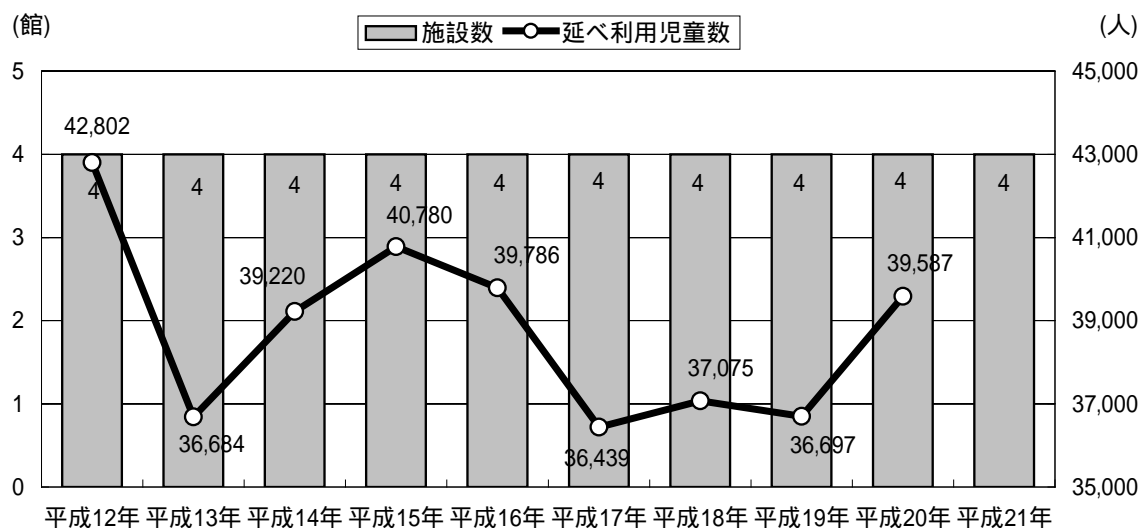


図 - 児童館の施設数と延べ利用児童数の推移

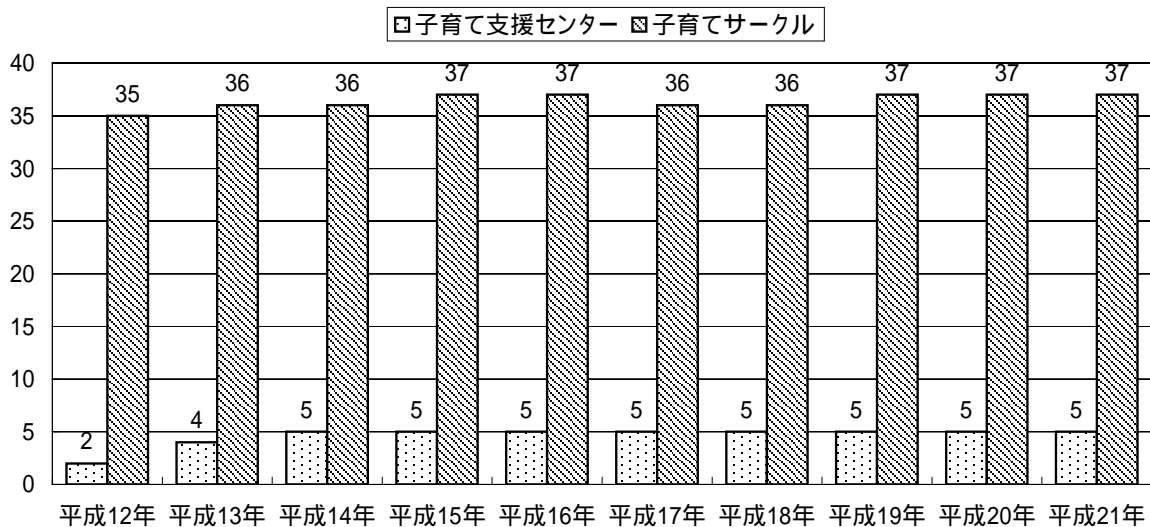


(4) 子育て支援センター・子育てサークル

本市には、ふれあい子育て支援センター（南保育園）、弓ヶ浜子育て支援センター（富益保育園）、福原子育て支援センター（福生保育園）、キッズタウン子育て支援センター（キッズタウン 24 かみごとう）、米子市子育てひろば支援センター（ふれあいの里）の計 5 ヶ所の子育て支援センターがあり、その数は前期計画策定時と変わりません。

また、37 の子育てサークルが地域の公民館や保育所等で活動しており、その数も前期計画策定時と変わりません。

図 - 子育て支援センター・子育てサークルの開設状況



(5) 医療機関

本市では、鳥取大学医学部附属病院、米子医療センター、鳥取県立総合療育センター、博愛病院の 4 つの病院で小児医療が行われています。

また、これらの病院に加え、診療科目に小児科がある診療所が 54 施設あり、本市の人口 1 万人当たりの医療機関数は 3.90 施設（平成 21 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口）となっています。この数は、県内他市を大きく上回っており、本市は小児医療が非常に充実しているといえます。

表 - 診療科目に小児科がある医療機関の状況（鳥取県 HP「福祉施設等情報公表サービス」）

	病院数		診療所数		人口1万人当たり 施設数
		構成比		構成比	
米子市	4	22.2%	54	34.4%	3.90
鳥取市	7	38.9%	55	35.0%	3.15
倉吉市	1	5.6%	15	9.6%	3.13
境港市	1	5.6%	8	5.1%	2.47
鳥取県	18	100.0%	157	100.0%	7.77

3 . 米子市の保育サービス、子育て支援サービス等の利用動向

(1) ニーズ調査の概要

調査の目的

現在子育て中の家庭の状況や各種サービスのニーズを把握するため、就学前児童家庭向けニーズ調査及び小学生児童家庭向けニーズ調査を実施しました。

調査実施期間、方法

平成 21 年 2 月（郵送での配布・回収）

調査対象

就学前児童家庭向けニーズ調査

米子市内の就学前児童がいる家庭から 2,970 人の児童を無作為抽出

小学生児童家庭向けニーズ調査

米子市内の小学生児童がいる家庭から 2,973 人の児童を無作為抽出

回収状況

	配布数	回答	回収率
就学前児童家庭向け ニーズ調査	2,970 票	1,347 票	45.35%
小学生児童家庭向け ニーズ調査	2,973 票	1,337 票	44.97%

(2) 主な結果

両アンケートの回答結果から、本市における各種サービスの利用動向を、前期計画策定時のアンケート調査からの変化なども踏まえ、以下の通り明らかにします。

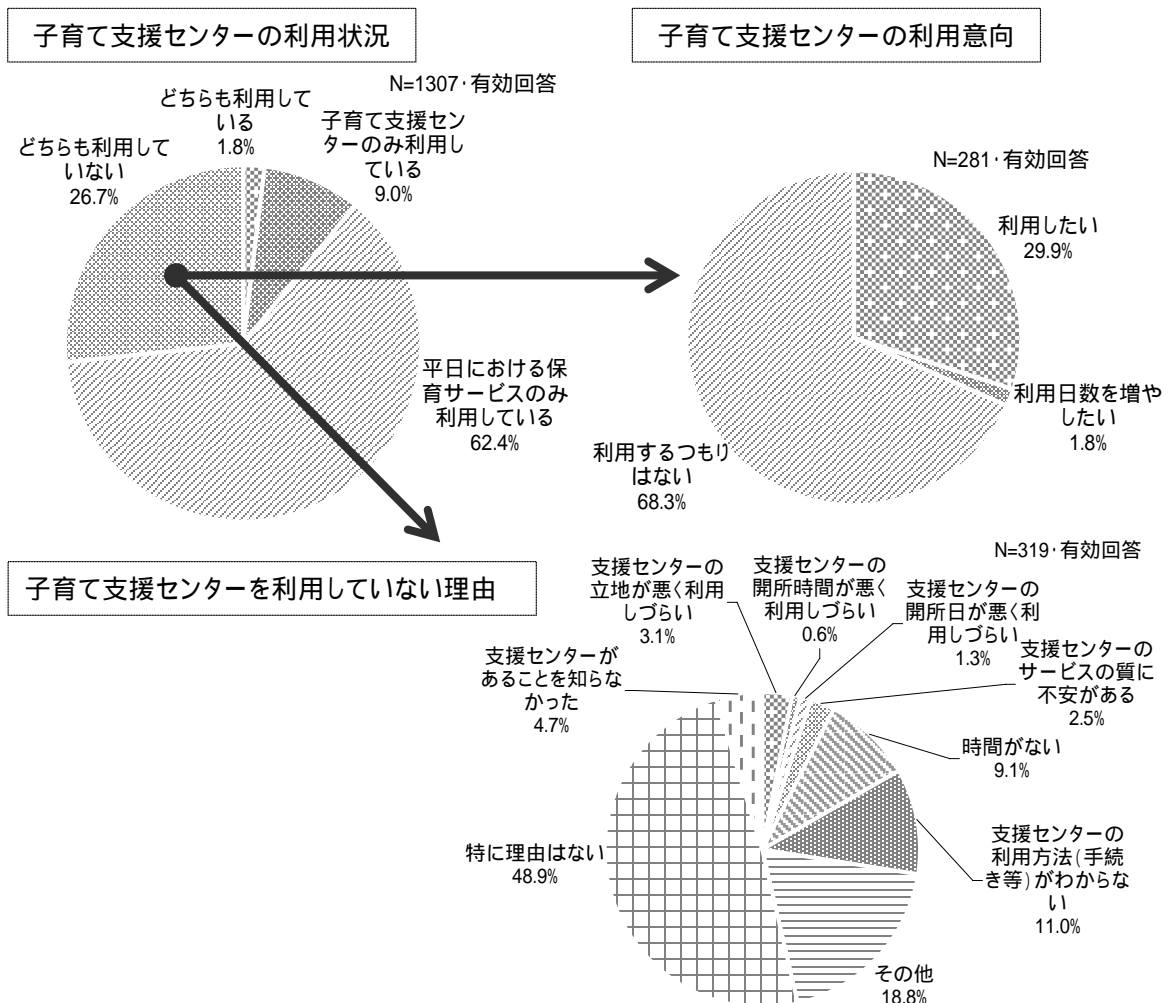
子育て支援センターの利用状況（就学前児童家庭）

子育て支援センターを利用している家庭は全体の1割程度で、6割以上の家庭では平日における保育サービスのみ利用している状況です。残りの3割弱の家庭では、平日における保育サービスも子育て支援センターも利用しておらず、保育及び子育てに関するサービスを何も享受していない家庭が、全体の4分の1程度を占めています。

平日における保育サービスも子育て支援センターも利用していない家庭のうち、子育て支援センターの利用意向を示している家庭は全体の4分の1程度にとどまっております、5割以上が利用するつもりはないと回答しています。

その理由としては、特に理由はないという回答が最も多く、4割以上を占めており、支援センターが利用し難いなどといった問題があるというよりは、ただ利用していないという状況がみられます。

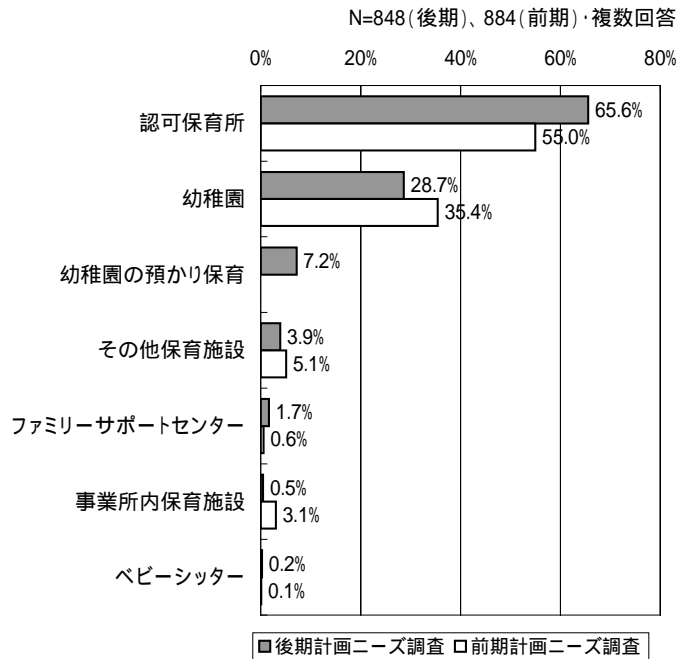
図 - 子育て支援センターの利用状況及び利用意向



保育サービスの利用状況（就学前児童家庭）

前期計画策定時より、認可保育所を利用している人の割合が大きくなっており、幼稚園を利用している人の割合が小さくなっています。

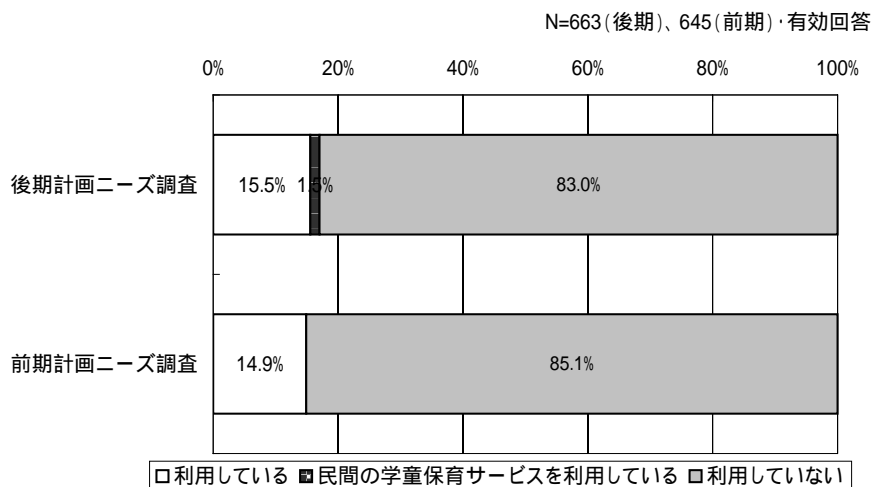
図 - 保育サービスの利用状況の比較



なかよし学級の利用状況（小学生児童家庭）

なかよし学級の現在の利用状況は、前期計画策定時に比べ若干増加しており、民間の学童保育サービスを含めると、2割弱の児童が放課後に何らかのサービスを利用している状況です。

図 - なかよし学級の利用状況の比較



なかよし学級の対象である小学校1～3年生を集計対象としている

その他の子育て支援サービスの利用状況

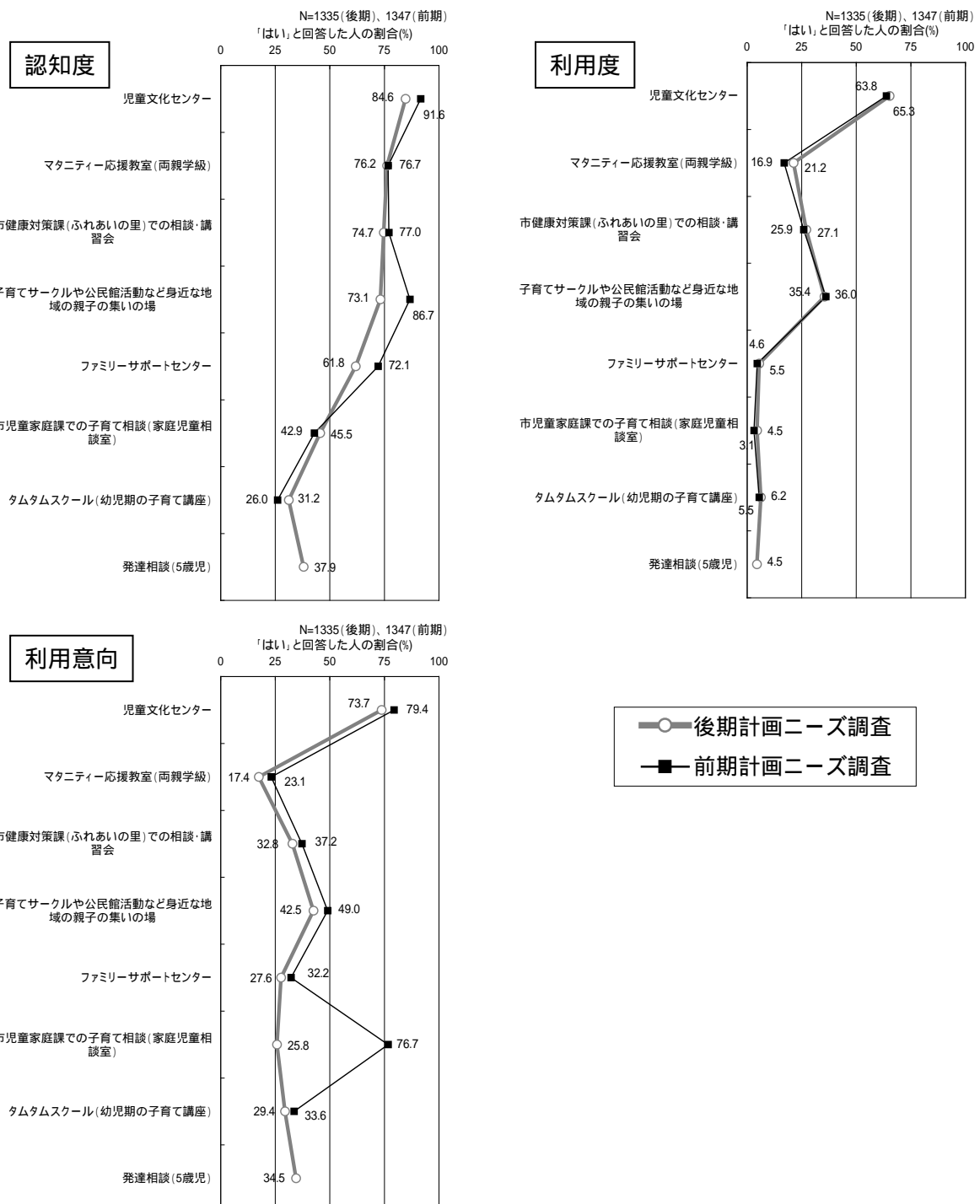
a. 就学前児童家庭

全ての子育て支援サービスの利用意向が前期計画策定時より低くなっています。

タムタムスクール、市児童家庭課での子育て相談に関しては、前期計画策定時より認知度が高くなっており、利用度もわずかに高くなっていますが、全体の5%前後と利用度はあまり高くない状況がみられます。

マタニティー応援教室に関しては、8割弱の家庭で知られており、前期計画策定時と比べ認知度に変化はありませんが、利用度が5%程度高くなっています。

図 - 各子育て支援サービスの比較



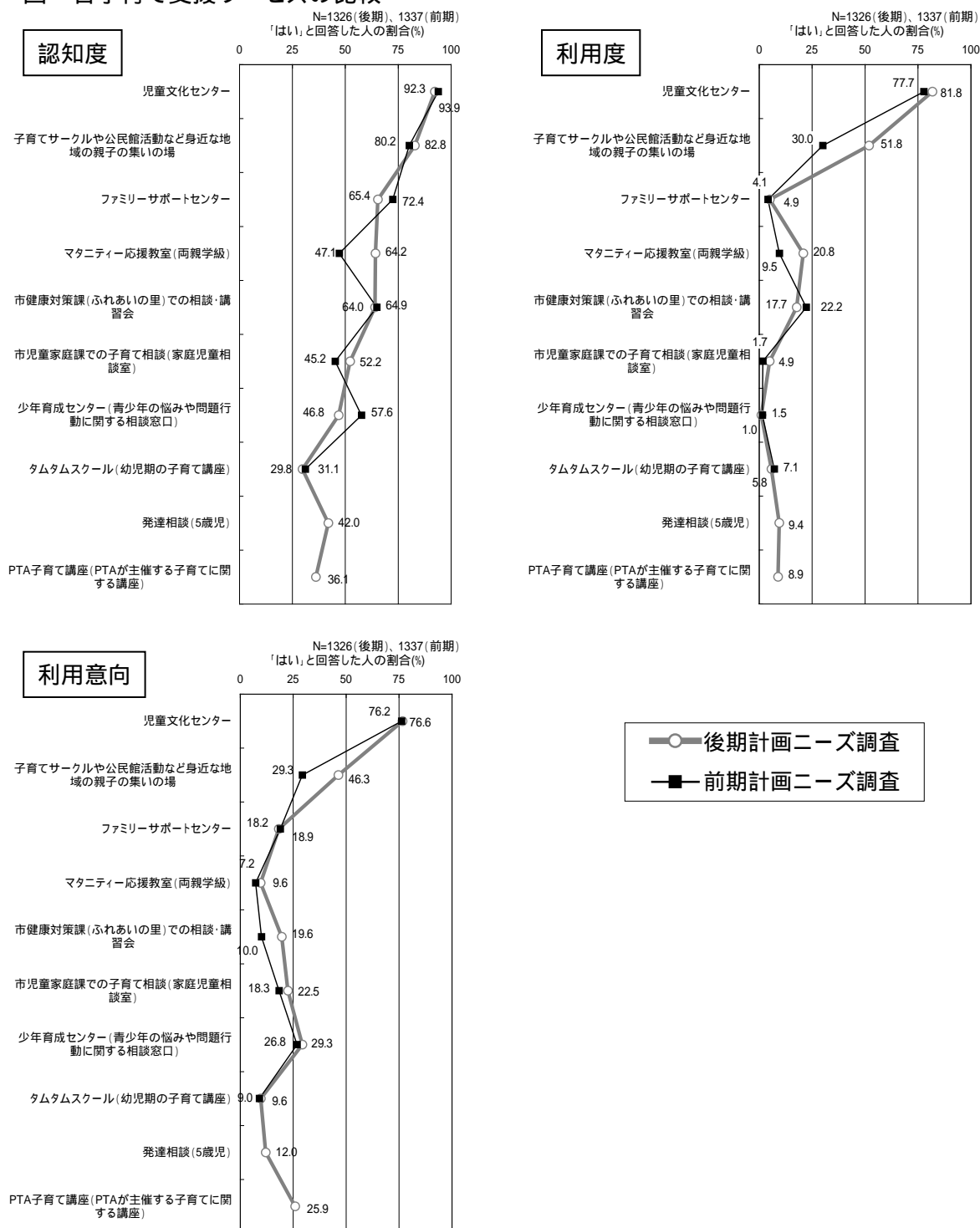
b. 小学生児童家庭

子育てサークルや公民館活動など身近な地域の親子の集いの場に関しては、8割程度の認知度に変化はありませんが、利用度、利用意向共に、前期計画策定時より大幅に高くなっています。

市児童家庭課での子育て相談に関しては、認知度、利用度、利用意向全てが前期計画策定時より高くなっています。

マタニティー応援教室に関しては、認知度、利用度共に前期計画策定時より大幅に高くなっていますが、利用意向はあまり変わらず、1割程度です。

図 - 各子育て支援サービスの比較



第3章 米子市のニーズ量の推計



- 1．ニーズ量の推計方法
- 2．米子市の将来児童人口推計
- 3．米子市の家庭類型
- 4．ニーズ量の推計結果

第3章 米子市のニーズ量の推計

1. ニーズ量の推計方法

ニーズ量は、平成21年2月に実施した就学前児童家庭向けニーズ調査及び小学生児童家庭向けニーズ調査のデータを用いて推計しました。なお、推計方法は、平成21年3月に作成された「後期行動計画の策定の手引き」に記載されている手順に基づいています。

その手順は、まず、国勢調査人口に基づいて、平成29年度までの0～11歳の児童人口の将来推計を行い、ニーズ量のベースとなる数値を算出しました。将来児童人口推計は、平成15年8月に作成された「地域行動計画策定の手引き」の「人口推計」の方法を用いて行いました。

次に、ニーズ調査の回答を基に現在の家庭類型の割合を明らかにした上で、手引きの手順に基づき平成29年度の家庭類型の割合を想定しました。

そして、それらの家庭類型ごとに、各子育てサービスを求めている人の数や、求める利用日数を算出し、この値を平成29年度のニーズ量としました。

2. 米子市の将来児童人口推計

米子市の児童人口は全ての年齢区分で近年減少傾向にあり、将来人口推計の結果によると、平成22年以降も年々減少すると予測されています。

また、児童人口だけでなく、出生数及び合計特殊出生率についても、前期行動計画策定後に年々減少しており、児童人口の減少に歯止めをかけるためにも、子どもを産み育てやすい環境を整えることが必要であるといえます。

図 - 児童人口の推移

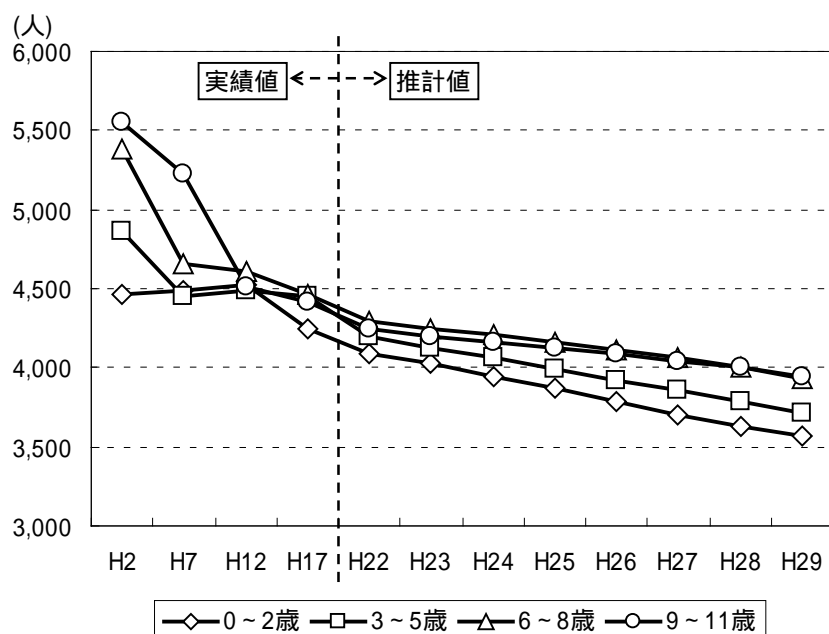


図 - 各歳別将来推計人口

	0～2歳				3～5歳				6～8歳				9～11歳				
		0歳	1歳	2歳		3歳	4歳	5歳		6歳	7歳	8歳		9歳	10歳	11歳	
国勢調査人口	平成2年	4,465	1,426	1,507	1,532	4,860	1,562	1,601	1,697	5,383	1,800	1,797	1,786	5,557	1,772	1,841	1,944
	平成7年	4,487	1,502	1,499	1,486	4,448	1,483	1,493	1,472	4,657	1,523	1,580	1,554	5,226	1,655	1,712	1,859
	平成12年	4,524	1,515	1,538	1,471	4,484	1,571	1,421	1,492	4,607	1,583	1,506	1,518	4,513	1,499	1,477	1,537
	平成17年	4,251	1,436	1,359	1,456	4,449	1,444	1,502	1,503	4,460	1,511	1,430	1,519	4,414	1,399	1,473	1,542
将来推計人口	平成22年	4,084	1,374	1,343	1,367	4,193	1,401	1,370	1,422	4,292	1,462	1,389	1,441	4,240	1,369	1,405	1,466
	平成23年	4,025	1,353	1,328	1,344	4,129	1,382	1,343	1,404	4,250	1,449	1,377	1,424	4,202	1,359	1,391	1,452
	平成24年	3,946	1,327	1,302	1,317	4,059	1,354	1,316	1,389	4,205	1,434	1,362	1,409	4,162	1,344	1,379	1,439
	平成25年	3,868	1,301	1,276	1,291	3,992	1,327	1,290	1,375	4,161	1,419	1,348	1,394	4,125	1,330	1,367	1,428
	平成26年	3,786	1,273	1,249	1,264	3,923	1,300	1,263	1,360	4,115	1,403	1,333	1,379	4,085	1,315	1,355	1,415
	平成27年	3,707	1,247	1,223	1,237	3,853	1,272	1,236	1,345	4,070	1,388	1,318	1,364	4,045	1,300	1,343	1,402
	平成28年	3,635	1,223	1,199	1,213	3,784	1,248	1,212	1,324	4,007	1,366	1,298	1,343	3,999	1,280	1,330	1,389
	平成29年	3,571	1,201	1,178	1,192	3,716	1,227	1,191	1,298	3,927	1,339	1,272	1,316	3,945	1,255	1,316	1,374

3. 米子市の家庭類型

家庭類型は、ニーズ調査の問4と問8の設問を基に、以下の7つのタイプに分類しました。その分類に当てはめる形で、平成21年度の家庭類型の現状（現在家庭類型）の把握と平成29年度の家庭類型の想定（潜在家庭類型）を行いました。

表 - 家庭類型の分類

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム（フルタイム共働き）
タイプC	フルタイム×パートタイム（フルタイム・パート共働き）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム
タイプF	無業×無業
タイプG	その他

(1) 平成 21 年度の家庭類型の現状 (現在家庭類型)

0～2 歳の子どもを持つ家庭では、「タイプ D 専業主婦 (夫)」の家庭が 5 割程度を占める一方で、子どもが 3 歳以上になるとその割合が 3 割程度になります。

3 歳以上の子どもを持つ家庭では、共働き家庭 (タイプ B、C、E) が 6 割程度を占めています。

6～8 歳の子どもを持つ家庭では、1 割以上を「タイプ A ひとり親」が占めています。

(2) 平成 29 年度の家庭類型の想定 (潜在家庭類型)

「タイプ B フルタイム×フルタイム」の割合が全ての階級で 4 割程度と最も大きく、両親共にフルタイムで働きたいというニーズが最も高いといえます。

3 歳以上の子どもを持つ家庭では、「タイプ D 専業主婦 (夫)」の家庭が 2 割程度に止まっており、共働きもしくはひとり親のニーズに対応したサービス提供のあり方を検討する必要があります。

表 - 児童年齢別家庭類型

		0～2歳		3～5歳		6～8歳	
		現在 (平成21 年度)	潜在 (平成29 年度)	現在 (平成21 年度)	潜在 (平成29 年度)	現在 (平成21 年度)	潜在 (平成29 年度)
タイプA ひとり親	実数(人)	17	17	56	56	74	74
	割合(%)	4.0%	4.0%	8.5%	8.5%	11.4%	11.4%
タイプB フルタイム×フルタイム	実数(人)	123	161	201	260	171	241
	割合(%)	29.1%	38.1%	30.7%	39.7%	26.3%	37.1%
タイプC フルタイム×パートタイム	実数(人)	57	84	181	194	201	207
	割合(%)	13.5%	19.9%	27.6%	29.6%	31.0%	31.9%
タイプD 専業主婦(夫)	実数(人)	218	156	211	139	193	121
	割合(%)	51.5%	36.9%	32.2%	21.2%	29.7%	18.6%
タイプE パートタイム×パートタイム	実数(人)	3	2	0	0	5	2
	割合(%)	0.7%	0.5%	0.0%	0.0%	0.8%	0.3%
タイプF 無業×無業	実数(人)	4	2	1	1	2	1
	割合(%)	0.9%	0.5%	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%
タイプG その他	実数(人)	1	1	5	5	3	3
	割合(%)	0.2%	0.2%	0.8%	0.8%	0.5%	0.5%
全体	実数(人)	423	423	655	655	649	649
	割合(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

現在:平成 21 年度の家庭類型の現状
 潜在:平成 29 年度の家庭類型の想定
 実数(人)はニーズ調査の回答数

4. ニーズ量の推計結果

(1) 平日昼間の保育サービス

就学前児（0～2歳）

認可保育所の利用率が5割弱を占めており、最もニーズが高い状況です。

その他の保育サービスの利用率は1割にも満たず、ニーズはあまり高くない状況がみられます。

タイプ別でみると、保育5サービスの利用率が、タイプEを除き、「タイプAひとり親」が9割、「タイプBフルタイム×フルタイム」が8割をそれぞれ超えており、ひとり親の家庭とフルタイムでの共働き家庭のニーズが特に高いといえます。

表 - 平日昼間の保育サービス(0～2歳)の利用率とニーズ量

	児童数 3歳未満 (人)	認可保育所		保育5サービス		家庭的保育	
		利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親	144	82.4%	118	94.1%	135	11.8%	17
タイプB フルタイム×フルタイム	1,359	77.0%	1,047	85.7%	1,165	7.5%	101
タイプC フルタイム×パートタイム	709	67.9%	481	73.8%	523	1.2%	8
タイプE パートタイム×パートタイム	17	100.0%	17	100.0%	17	50.0%	8
全体	3,571	46.6%	1,663	51.5%	1,840	3.8%	135

保育5サービス: 認可保育所、家庭的保育、事業所内保育施設、自治体の認証・認定保育施設、その他保育施設

就学前児（3～5歳）

認可保育所の利用率が5割程度を占めており、最もニーズが高い状況です。

次いで、幼稚園の預かり保育の利用率が高く、比較的ニーズがありますが、その他の保育サービスの利用率は1割にも満たず、ニーズはあまり高くない状況がみられます。

タイプ別でみると、保育6サービスの利用率が、「タイプAひとり親」が9割、「タイプBフルタイム×フルタイム」が8割をそれぞれ超えており、ひとり親の家庭とフルタイムでの共働き家庭のニーズが特に高いといえます。

表 - 平日昼間の保育サービス(3～5歳)の利用率とニーズ量

	児童数 3歳以上 (人)	認可保育所		保育5サービス		家庭的保育		保育6サービス		認可保育所		家庭的保育		幼稚園の預かり保育	
		利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親	318	82.1%	261	87.5%	278	5.4%	17	94.6%	301	82.1%	261	5.4%	17	8.9%	28
タイプB フルタイム×フルタイム	1,475	70.8%	1,044	76.2%	1,123	2.7%	40	86.2%	1,271	70.8%	1,044	2.7%	40	13.8%	204
タイプC フルタイム×パートタイム	1,101	51.5%	567	56.7%	624	2.1%	23	69.1%	760	51.5%	567	2.1%	23	16.0%	176
タイプD 専業主婦(夫)	789							52.5%	414	22.3%	176	2.2%	17	23.7%	187
タイプE パートタイム×パートタイム	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
タイプF 無業×無業	6							100.0%	6	100.0%	6	0.0%	0	0.0%	0
タイプG その他	28							100.0%	28	100.0%	28	0.0%	0	0.0%	0
全体	3,716	50.4%	1,872	54.5%	2,025	2.1%	79	74.8%	2,780	56.0%	2,082	2.6%	96	16.0%	596

保育5サービス: 認可保育所、家庭的保育、事業所内保育施設、自治体の認証・認定保育施設、その他保育施設
 保育6サービス: 保育5サービス+ 幼稚園の預かり保育

(2) 夜間帯の保育：就学前児（0～5歳）

延長保育（18～20時）は、利用率が2割に満たず、あまり高くありませんが、「タイプAひとり親」「タイプBフルタイム×フルタイム」の利用率が2割を超えており、他のタイプと比べてニーズが高いといえます。

夜間保育（20～22時）、深夜・早朝保育（22時以降）は、利用率が1%前後で、多くの家庭では20時以降の保育サービスを必要としていませんが、サービスを必要とする家庭もわずかながら存在している状況です。

表 - 夜間帯の保育の利用率とニーズ量

	児童数 (人)	夜間帯の保育		延長保育 18～20時		夜間保育 20～22時		深夜・早朝保育 22時以降	
		利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)	利用率 (%)	ニーズ量 (人)
タイプA ひとり親	493	29.6%	146	23.9%	118	2.8%	14	2.8%	14
タイプB フルタイム×フルタイム	2,846	31.7%	903	28.6%	815	2.0%	58	1.0%	29
タイプC フルタイム×パートタイム	1,879	11.0%	206	10.6%	199	0.4%	8	0.0%	0
タイプE パートタイム×パートタイム	14	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
全体	7,287	17.2%	1,255	15.5%	1,132	1.1%	80	0.6%	43

(3) 休日の保育：就学前児（0～5歳）

休日保育の利用率は、2割に満たず、あまり高くありませんが、「タイプAひとり親」の利用率が4割程度、「タイプBフルタイム×フルタイム」の利用率が3割程度と、他のタイプに比べてニーズが高いといえます。

表 - 休日の保育の利用率とニーズ量

	児童数(人)	利用率(%)	ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	493	39.4%	194
タイプB フルタイム×フルタイム	2,846	29.1%	827
タイプC フルタイム×パートタイム	1,879	19.8%	373
タイプE パートタイム×パートタイム	14	100.0%	14
全体	7,287	19.3%	1,408

(4) 病児・病後児保育：就学前児（0～5歳）

病児・病後児保育の利用意向日数は一人あたり 11.6 日であり、病児・病後児の発生頻度を踏まえると、タイプ A、B、C、E の類型における潜在的なニーズ量は 31,156 人日となります。

表 - 病児・病後児保育のニーズ量

	0～2歳 保育5サービス ニーズ量 (人)	3～5歳 保育5サービス ニーズ量 (人)	病児・病後児の 発生頻度 (%)	サービスの 利用意向日数 (日)	ニーズ量 (人日) (+) × ×
タイプA ひとり親	135	278	69.7%	11.55	31,156
タイプB フルタイム×フルタイム	1,165	1,123			
タイプC フルタイム×パートタイム	523	624			
タイプE パートタイム×パートタイム	17	0			
全体	1,840	2,025			

(5) 一時預かり事業：就学前児（0～5歳）

一時預かり事業の利用意向日数は、現在の年間の平均利用日数に潜在利用日数を加えると、一人あたり 27.35 日であり、就学前児全体における潜在的なニーズ量は 199,307 人日となります。また、10ヶ所で年間 312 日（日曜日のみ休み）サービスを提供すると仮定すると、1日あたりのニーズ量は 64 人となります。

表 - 一時預かり事業のニーズ量

0～5歳 推計児童数 (人)	サービスの 利用意向日数 (日) a+b	年間の		ニーズ量 (人日) ×	1日あたりの ニーズ量 (人/日) ÷ (312日×10ヶ所)
		平均利用日数 (日)a	潜在利用日数 (日)b		
7,287	27.35	10.29	17.06	199,307	64

上記の結果から認可保育所と幼稚園に通う児童を除いた数（平成 20 年度の実数から割合を算出）を算出すると、一時預かり事業の利用意向日数は一人あたり 33.90 日、潜在的なニーズ量は 86,106 人日、1日あたりのニーズ量は 28 人となります。

表 - 一時預かり事業のニーズ量（認可保育所と幼稚園に通う児童を除いた数）

0～5歳 推計児童数 (人)	サービスの 利用意向日数 (日) a+b	年間の		ニーズ量 (人日) ×	1日あたりの ニーズ量 (人/日) ÷ (312日×10ヶ所)
		平均利用日数 (日)a	潜在利用日数 (日)b		
2,540	33.90	9.03	24.86	86,106	28

(6) 放課後児童健全育成事業：就学児（ 6 ～ 8 歳 ）

下学年でのなかよし学級の将来的な利用率は 3 割程度と推計されています。

特に、「タイプ A ひとり親」「タイプ B フルタイム×フルタイム」の利用率が 5 割程度と、他のタイプに比べてニーズが高いといえます。

表 - なかよし学級の利用率とニーズ量

	児童数(人)	利用率(%)	ニーズ量(人)
タイプA ひとり親	448	50.7%	227
タイプB フルタイム×フルタイム	1,458	49.6%	723
タイプC フルタイム×パートタイム	1,253	22.7%	284
タイプE パートタイム×パートタイム	12	0.0%	0
全体	3,927	31.4%	1,234

第4章

前期計画の評価と 今後の課題・方向性



- 1．地域における子育て支援
- 2．母子の健康の確保及び増進
- 3．教育環境の整備
- 4．生活環境の整備
- 5．職業生活と家庭生活の両立支援
- 6．子どもの安全の確保
- 7．支援を必要とする子ども等への取組みの推進

第4章 前期計画の評価と今後の課題・方向性

1. 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- ・ 保育サービスも子育て支援センターも利用していない家庭が全体の4分の1程度存在していることを踏まえ、どの地域の家庭でも同じ子育て支援が受けられる体制を作るため、既存の保育施設等を利用することにより、地域ごとの子育て支援センター機能を持つ施設を効率的に設置する必要がある
- ・ 一時預かり事業は、児童一人あたり年間30日程度のニーズがあり、前期計画策定時よりサービス提供施設も増えているが、現在は少人数(年間延べ300人未満)利用の施設が10施設中7施設あるため、国、県、市の補助制度の動向次第では実施継続が困難となり、見直しが必要となる
- ・ ショートステイ事業は、養育が困難な状態になった児童を7日間を限度としてベビーホームと天使園で預かっているが、各施設で利用枠が限られているため、対応できない場合がある
- ・ トワイライトステイ事業は具体的な利用希望もなく、現在のところ実施の検討もしていない
- ・ 老朽化及び児童数の増加が見込まれる児童館について、改築の検討が必要である
- ・ より幅広い市民が多様な交流や体験活動に参加できるようにする必要がある
- ・ 外国人と交流する機会をもち、国際感覚をもつ次世代を担う人材の育成が必要である
- ・ 子ども地域活動支援事業(国委託事業)は平成16~18年の3ヵ年で終了しており、現在は各地域実行委員会、各公民館で自主運営されている
- ・ ファミリー・サポート・センター事業は平成18年度に社会福祉協議会に委託し、円滑な運営が図られ、会員数や活動件数は増えているが、サービスの認知度が前期行動計画の策定時より低くなっている状況を踏まえ、広報誌等により引き続き周知を図る必要がある

(2) 保育サービスの充実

- ・ 長時間保育のニーズは依然として高いため、引き続き安定したサービスの提供が必要である
- ・ 延長保育は、前期行動計画の目標事業量を既に超え、平成 21 年度には 25 ヲ所を実施される見込みであるが、サービス提供人数は、前期計画策定時の目標やニーズ量を大きく下回っており、現在延長保育を実施していない公立保育所において、延長保育を実施する必要がある
- ・ 延長保育利用料が平成 8 年度以降改定されておらず、事業経費に見合った利用料になっていない
- ・ 休日保育は、現在 3 ヲ所で開催されているが、前期計画の目標事業量の 4 ヲ所を満たしておらず、引き続き、ニーズに応じた事業実施を図ると共に、利用料について、他市の状況等を勘案して見直し、必要に応じて改定する
- ・ 病児・病後児保育は、前期計画の目標事業量を満たしており、引き続き、ニーズに応じた事業実施を図るが、利用料の見直しが必要である
- ・ 民間認可保育所の施設整備による 3 歳未満児の受入れ枠の拡大及び民間認可保育所に対する施設整備補助を実施するが、市単独での補助は財政的に困難であり、国、県の補助制度を活用しなければ実施できない
- ・ 認定こども園制度など、様々な保育制度の導入を今後検討する
- ・ 届出保育施設等（認可外保育施設）への支援について、県の例にならい、平成 21 年 4 月から補助対象を拡大（在籍児童数 6 人以上 10 人未満）したところであり、引き続き、基準を満たす施設への支援を行う
- ・ 認可保育所のうち 22 施設（公立 13、私立 9）で障がい児を受け入れているが、今後、特に民間認可保育所での障がい児の受入れを要請する
- ・ 公立保育所における園長補佐のフリー化や公立保育所における臨時、非常勤保育士への外部研修の実施を行う必要がある
- ・ 私立保育所においては、児童福祉サービスの第三者評価機関への評価を導入している園もあるが、公立施設については実施していない
- ・ 保育料について、国の定める徴収基準額より減額し、さらに、第 3 子以降入所の際の保育料を軽減しているが、市民の中には保育料が高いという声が聞かれる
- ・ 依然として保育所の待機児童が存在するので、早期に解消する必要がある

(3) 子育てサークル等の充実

- ・ 子育てサークルに対し、自主的な運営を促すが、会員の入れ替わりが早いと、時期によっては自主的な活動をするのが困難な状況である
- ・ 自分から「助けが必要」と言えず一人で悩みを抱え込んでいる保護者に情報が届くように工夫をすることが必要であり、そのための継続的な財源の確保が必要である

2 . 母子の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

- ・ 集団健診は高い受診率であるが、単なる異常の早期発見に留まらず、育児支援のニーズが高まっており、今後、内容の充実に向けて検討が必要である
- ・ 家事・育児等が困難な産褥期のヘルパー派遣について、周知はしているが利用につながっておらず、広報誌やホームページ等で広報に努める必要がある
- ・ 健康対策課で月1回の幼児学級を実施しており、子育てに悩みのある母親の教室へのニーズは高く、健診フォローとしても定着しつつあるが、学級終了後の継続的フォロー体制が必要である。
- ・ 主に乳幼児期を対象とした子育て講座「タムタムスクール」を年10回開催しているが、3割程度の認知度にとどまっており、一人で悩みを抱え込んでいる保護者に情報が伝わっていないため工夫が必要である
- ・ 家庭児童相談室の認知度、利用度は前期行動計画策定時点に比べ若干上昇しているが、相談内容が複雑、多岐にわたるようになってきており、それに対応できる職員の専門性が求められている
- ・ すくすく相談について、従事スタッフのみでは追いつかず、来所者の待ち時間が長くなってしまう状況である
- ・ マタニティー相談について、年度途中で回数を増やしており、周知の上、利用促進を図る必要がある
- ・ 不妊治療への支援は実施しておらず、今後、鳥取県特定不妊治療費育成交付金事業の周知を健康ガイド、広報等で図る必要がある

(2) 小児医療の充実

- ・ 休日急患診療所や休日歯科診療所の利用者が低迷しており、必要時の利便を図るため、広報、健康ガイド等で周知に努める必要がある
- ・ 小児救急に対応するため、引き続き広域事業として、西部地区の病院で小児救急医療支援事業を実施する

(3) 食育の推進

- ・ 保育所、幼稚園における菜園での野菜作りやクッキングなどが行われており、今後も継続して実施する。
- ・ 学校栄養職員による給食時間の訪問指導等では、給食について興味、関心がもててよかったという声が多く、年間を通して計画的に実施できるよう、各学校との連携を密にする必要がある
- ・ 子育て講座「タムタムスクール」でも、調理実習と講義による食の講座を設けているが、悩みを抱える保護者に必要な情報が届くように、内容や受入れ方法を工夫しながら継続していく必要がある
- ・ 給食試食会、朝食レシピ集配布等による保護者への啓発を行っているが、主に栄養教諭・学校栄養職員が行っているため、他の業務との関係で、活動内容が制限される
- ・ 季節により大量購入が難しい場合や、コスト面で購入が制限される場合があるが、県内産食材使用割合 60%以上使用という県の目標値の達成に向け、(財)米子市学校給食会に対して働きかけを行い、地元食材の学校給食への活用に努めていく

(4) 思春期保健対策の充実

- ・ 性教育、喫煙防止・非行防止教育、教育相談などの各施策を継続して実施する

3 . 教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

- ・ 体験学習、交流活動などの各施策を継続して実施する

(2) 学校の教育環境等の整備

- ・ 児童・生徒の増加による施設の増築、老朽化した施設の維持管理(大規模改造等を含む) 耐震基準を満たしていない施設の耐震化を推進して、安全安心な学校施設の環境・整備を図る必要がある
- ・ 子どもの人権をテーマとした職員研修の充実を図る必要がある
- ・ 様々な機会を保幼小中の連携の充実を図るため、研修や研究会を開催する必要がある
- ・ PTA 子育て講座の開催を支援するため、継続的な財源を確保する必要がある

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- ・ 各種スポーツ教室、スポーツ大会について、競技団体との協議を続け、継続に努めるが、競技によっては、指導者の確保ができないなどの問題があるため、縮小等の見直しもあり得る
- ・ 米子市子ども会連合会、青少年育成米子市民会議の事務局を担い、団体の諸活動を支援しているが、団体役員が行うべきことと、市が担うべきことを適切に役割分担する必要がある
- ・ エコクラブやエコクッキング、米子水鳥公園における子どもラムサールクラブなどの環境体験、公民館での各講座、児童文化センターでの親子で参加できる体験活動や学習機会の提供を継続して行う
- ・ 学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等の地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高める取組みを行う必要がある
- ・ 隣保館での外国出身者向けの日本語指導を行っており、習得レベルに応じた指導ができる体制の充実を図っていく必要がある

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・ 有害図書類自販機の撤去等は行ったが、携帯電話やインターネット等の普及により、青少年にとって有害な情報が複雑、巧妙化して氾濫しており、またそのような情報を安易に入手できることから、インターネットの適切な利用に関する教育の推進や、広報、その他の啓発活動を行う必要がある

4 . 生活環境の整備

(1) 良質な住宅・居住環境の確保

- ・ 公共住宅における安全性確保や子育て世帯への優遇措置などの各施策を継続して実施する

(2) 安心して外出できる環境の整備

- ・ 公園、道路等のバリアフリー化は、事業の予算確保が難しく、道路用地の買収を必要とする場所があるなど、困難な状況である
- ・ 保育所、学校敷地内及び第2庁舎や旧庁舎では、完全禁煙としているが、本庁舎は完全分煙であり、今後、引き続いて公共施設の完全禁煙についても検討する必要がある
- ・ 街路灯の修繕、交換の数が年々増加しており、新設の予算確保が難しい状況である

5．職業生活と家庭生活の両立支援

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

- ・ 男女共同参画についての理解が十分なされていない状況であり、ワークライフバランス等、男女共同参画についての理解を深めるための啓発を継続して行う必要がある
- ・ 共働きの潜在ニーズが高いことを踏まえ、ワークライフバランスの推進に向けた働き方を見直す意識改革、職場における子育て支援意識の向上、働きやすい労働条件の向上のために、引き続き、関係団体と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供等を行う必要がある
- ・ 育児・介護休業制度等の取得がしやすい環境作りに向けた啓発について、事業主、市民と共に継続して行う必要がある
- ・ マタニティー応援教室の利用度は前期計画策定時と比べ高くなっているが、平日開催であるため参加しにくいという課題があり、また、年1回開催しているふれあい健康フェスティバルでの教室の休日版は参加者が少ないため、広報による利用者増が必要である

(2) 仕事と子育ての両立の推進

- ・ なかよし学級を平成21年度に全小学校で開設することができたが、ニーズ量(人)が平成21年度の見込みや目標事業量(人)を上回っており、待機児童の解消のための検討を行うとともに、開級時間の延長、開設日数の拡充についても検討する必要がある

6．子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・ 交通安全教育などの各施策を継続して実施する

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

- ・ 「子どもかけこみ110番」のステッカーを小学校等を通じて配布しているが、配布から12年経過し、取り扱いが曖昧になっているため、ステッカーの定期的な点検や「子どもかけこみ110番」対応マニュアルの作成による対応の共通認識と徹底を図る必要がある
- ・ 少年指導委員が地域の協力を仰ぎ活動しやすくするため、少年指導委員の認知度の向上、役割等についての広報・啓発に力を入れる必要がある
- ・ 少年育成センターの認知度が低いため、広報・啓発を充実して活動を支援する必要がある
- ・ 青少年育成米子市民会議の事務局を担っているが、活動の活性化を図る必要がある

7. 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

(1) 児童虐待予防・防止対策の充実

- ・ 米子市要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケースの検討会議を開催しているが、対応困難なケースが増加しているため業務が多忙になっており、個別ケース検討会議の日程調整が困難な状況である
- ・ 米子市要保護児童対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向けの研修会を実施したが、一般市民向けの研修会をどのように開催するか検討する必要がある

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・ 18歳に達するまでの児童を扶養する所得税非課税のひとり親家庭を対象に医療費助成を行っているが、本制度は、医療にかかわるセーフティネットとして国で制度化されるべきものであり、国に対し、要望していく必要がある

(3) 障がい児施策の充実

- ・ あかしやの通園については常時満員の状態であり、中途の受入れが困難な状況である
- ・ 児童デイサービスは、平成12年度から県の委託事業であった外来療育を、平成19年度から米子市独自の事業として行っており、継続して実施する
- ・ 5歳児発達支援事業として、保健センターでの小児発達専門医により診察及び発達相談や保育施設への巡回相談を行っているが、個別通知や園等を通してさらに情報提供すると共に、小児科への周知を行う必要がある

(4) 被害に遭った子どもへの支援

- ・ 要保護児童対策地域協議会の各機関が連携して、要保護支援を必要とする子どもへの早期対応を継続して実施する

第 5 章

米子市次世代育成支援行動計画 後期計画



- 1 . 基本理念
- 2 . 基本目標
- 3 . 評価指標
- 4 . 基本施策

第5章 米子市次世代育成支援行動計画 後期計画

1. 基本理念

次世代育成支援行動計画は、前期計画5カ年、後期計画5カ年、合わせて10カ年の計画であり、後期計画の策定時には、前期計画期間の5年間の実績や抽出された課題を踏まえた上での検討が必要になります。

その検討の際には、一つ一つの施策を見直し、改善しながらも、軸となる考え方に沿って、次世代育成支援を継続して行っていくことが重要です。

そのため、後期計画も、前期計画と同様に、男女共同参画社会の形成を促進し、米子市の充実した医療環境や保育サービス、集積する都市機能、豊富な自然環境等、良好な生活環境を活かし、以下の実現を目指すことを基本理念として掲げます。

安心して子どもを産み育てられ、
子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現

子育ては、父母、その他の保護者が第一義的責任を持つという基本認識の下に、家庭その他の場において子育ての意義が十分理解され、子育ての喜びを実感できるような地域社会を形成していかなければなりません。また、子どもは一人ひとりがそれぞれ異なる個性を持っており、無限の可能性を秘めています。

したがって、安心して子どもを産み育てることができる環境、子育てを通じて親も子どもとともに成長していける環境づくりを目指し、子どもたちが大人になったときに、生まれ育った米子市で子どもを産み、育てたいと思えるまちの実現を目指します。

さらに、すべての子どもが家庭や地域で生まれ、子どもの人格や権利が尊重され、子どもの心身の発達に応じた適切な養育のもと、思う存分遊んだり、学んだりできる環境をつくり、子どもたちの個性や可能性を無限に伸ばしていくことができるまちの実現を目指します。



2. 基本目標

基本目標も基本理念と同様に、軸となる考え方に沿って、次世代育成支援を継続して行っていくため、後期計画も、前期計画と同じ目標を以下の通り設定します。

(1) 地域における子育て支援

米子市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てできるような、地域における子育て環境を構築するため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や新たに提唱されている就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設の導入を検討しつつ、子育て支援サービスの充実、保育サービスの充実、子育てサークルの支援、地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進、民間における取組みとの連携など、地域における子育てを積極的に支援します。

(2) 母子の健康の確保及び増進

思春期から妊娠、出産、子育てといった流れの中で、母親や子どもの健康を適切に守っていくために、子育てに関する正しい情報を提供し、適切な食生活を確保できるように、米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境を目指し、子どもや母親の健康の確保、小児医療の充実、食育の推進、思春期保健対策の充実を図ります。

(3) 教育環境の整備

晩婚化などによる出生数の減少により、少子化が進行し次代の親が減っていく中で、次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、次代の親の育成、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進をし、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

(4) 生活環境の整備

景気の悪化など、子育て世代を取り巻く、様々な社会的不安に対して、安心して生活でき、子育てを行う事が出来るように、良好な住宅・居住環境の確保、安心して外出できる環境の整備等、安全・安心なまちづくりを推進し、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

就労と出産・子育ての二者択一ではなく、子育てと仕事とのバランスが保てるように、企業の意識啓発、地域の子育て支援、保育サービスの充実等により、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

(6) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪へ巻き込まれないようにするだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、保護者の自覚を高めることや子育てに関する正しい情報の提供などに努めるとともに、子どもの交通安全を確保するための活動の推進、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進、地域における人々の交流により、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指します。

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、児童虐待予防・防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実等により、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組みを推進します。

また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

3 . 評価指標

後期計画の進捗管理のための指標として、計画全体の指標と、保育サービス及び子育て支援サービスの目標事業量を設定します。

表 - 計画全体の評価指標

評価指標	現状	目標
	平成 21 年度	平成 26 年度
子どもを育てることに空虚感より充実感を感じる人の割合	【小学生の親】 81.1% 【就学前児の親】 82.9%	90%
子どもを育てることに不満足感より満足感を感じる人の割合	【小学生の親】 78.3% 【就学前児の親】 79.2%	90%
子どもを育てることに苦しみより楽しみを感じる人の割合	【小学生の親】 85.9% 【就学前児の親】 86.6%	90%
子どもを育てることに不安より安心を感じる人の割合	【小学生の親】 66.3% 【就学前児の親】 66.2%	90%

現状は、平成 21 年 2 月に実施したニーズ調査結果より算出

目標は、次世代育成支援計画の最終年度である平成 26 年度で設定

表 - 各種保育サービス及び子育て支援サービスの目標事業量

	単位	平成21年		平成22年	平成26年	平成29年	
		二一ズ量	現状	目標事業量	目標事業量	二一ズ量	目標事業量
1 - 1. 平日昼間の保育サービス: 就学前児(0~2歳)							
認可保育所	人	1,483	1,470	1,470	1,500	1,663	1,650
保育5サービス	人	1,641	1,615			1,840	
うち、家庭的保育事業	人	132	0	0	0	135	0
1 - 2. 平日昼間の保育サービス: 就学前児(3~5歳)							
認可保育所	人	1,796	2,358	2,360	2,420	1,872	2,420
保育5サービス	人	1,944	2,448			2,025	
うち、家庭的保育	人	77	0	0	0	79	0
保育6サービス	人	2,986	2,724			2,780	
うち、認可保育所 + 家庭的保育 + 幼稚園の預かり保育	人	2,955	2,634	2,640	2,600	2,774	2,600
1 - 3. 平日昼間の保育サービス: 就学前児(0~5歳)							
認可保育所(定員、施設数)	人	3,279	3,545	3,545	3,635	3,535	3,635
	カ所						
特定保育事業	カ所		0		0		
2. 夜間帯の保育サービス: 就学前児(0~5歳)							
延長保育事業 (18~20時)	人	1,049	700		700	1,132	700
	カ所		25		25		26
夜間保育事業 (20~22時)	人	75	1,800		2,100	80	2,100
	カ所		1		1		1
トワイライトステイ事業 (22時以降)	人	42	0		0	43	0
	カ所		0		0		0
3. 休日の保育: 就学前児(0~5歳)							
休日保育事業	人	1,341	385		500	1,408	500
	カ所		3		4		4
4. 病児・病後児保育: 就学前児(0~5歳)							
病児・病後児保育事業 病児対応型・病後児対応型	人日/年	28,896	1,800		3,600	31,156	3,600
	日/人/年	12				12	
	人/日						
	カ所		2		2		2
病児・病後児保育事業 体調不良児対応型	人日		0		0		0
	カ所		0		0		0
5. 一時預かり事業: 就学前児(0~5歳)							
一時預かり事業	人日/年	228,354	1,836		3,000	199,307	3,000
	日/人/年	27				27	
	カ所		10		10		10
うち、保育所型・地域密着型	カ所		10		10		
うち、地域密着型	カ所		0		0		
6. ショートステイ事業							
ショートステイ事業	カ所		2		2		2
7. 放課後児童健全育成事業: 就学児(6~8歳)							
なかよし学級	人	1,126	830	920	920	1,234	920
	カ所		23	23	23		23
8. 放課後子ども教室							
放課後子ども教室	カ所		0		0		
9. 地域子育て支援拠点事業							
地域子育て拠点事業	カ所		5				5
うち、ひろば型	カ所		0		0		
うち、センター型	カ所		5		5		
うち、児童館型	カ所		0		0		
10. ファミリーサポートセンター事業							
ファミリーサポートセンター事業	カ所		1		1		1

4 . 基本施策

基本目標を受け、基本施策を以下のように位置付けます。

図 - 施策の体系

基本目標	基本施策
(1) 地域における子育て支援	地域における子育て支援サービスの充実 【P47】
	保育サービスの充実 【P49】
	地域の子育て支援体制の強化 【P51】
(2) 母子の健康の確保及び増進	子どもや母親の健康の確保 【P52】
	小児医療の充実 【P54】
	食育の推進 【P55】
	思春期保健対策の充実 【P56】
(3) 教育環境の整備	次代の親の育成 【P57】
	学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備 【P58】
	家庭や地域の教育力の向上 【P59】
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進 【P60】
(4) 生活環境の整備	良質な住宅・居住環境の確保 【P61】
	安心して外出できる環境の整備 【P61】
(5) 職業生活と家庭生活との両立支援	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等 【P62】
	仕事と子育ての両立の推進 【P63】
(6) 子どもの安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進 【P64】
	子どもを犯罪等から守るための活動の推進 【P64】
(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進	児童虐待予防・防止対策の充実 【P65】
	ひとり親家庭の自立支援の推進 【P66】
	障がい児施策の充実 【P67】
	被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援 【P68】

(1) 地域における子育て支援

地域における子育て支援サービスの充実

すべての家庭における子育てを支援するため、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ると共に、その周知に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
子育て支援センターの充実	地域における子育て支援の拠点として、子育て支援センターの充実を図り、地域ごとに子育て支援センター機能をもつ施設を効率的に設置し、どの地域の家庭でも同じ子育て支援が受けられる体制をつくる。 また、研修等により職員の資質向上に努めると共に、関係機関との連携を図る。	児童家庭課
保育所における一時預かり事業の充実	今後も 10 施設による事業実施を維持し、保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の私的な理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育の推進・拡充を図る。	児童家庭課
ショートステイ事業	毎年延べ 200 人程度の利用があり、今後も 200 人程度の利用が想定されることから、事業を継続し、保護者の病気や出産、冠婚葬祭、事故、出張等で数日間にわたって、子どもの保育ができないとき、宿泊も含めた子どもの保育を実施する。 また、里親制度のショートステイの活用も図る。	児童家庭課
トワイライトステイ事業	保護者の恒常的な残業等の理由により、児童養護施設や乳児院等で子どもを預かる事業について、具体的な利用希望がないため、希望者が出た際には、施設の受入れ可能な範囲で対応する。	児童家庭課
児童館事業	児童館の老朽化や児童数の増加に対応するため、改築を行うなど、円滑な運営を行い、放課後児童や乳幼児に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることに努める。	児童家庭課
遊び場の確保	児童文化センターや公民館の活用、児童遊園地の管理を継続し、安全かつ安心して遊べる公園、児童遊園地等の整備充実に努めるとともに、雨の日に遊ぶことができる施設については、既存の公共施設等の活用を検討する等、友達との結びつきができる遊び場の確保に努める。	児童家庭課 維持管理課 生涯学習課 体育課
多様な交流と体験活動の推進	子どもたちと地域に暮らす多様な人々が交流できる機会の創出を引き続き行うために、乳幼児、小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者等、様々な人たちと交流事業や自然や文化とふれあう体験活動の推進を図る。 また、親子、地域のボランティアや高齢者等が参加できる様々な体験のできる機会を提供していく。	児童家庭課 生涯学習課 環境政策課 障がい者支援課

事業名・施策	事業概要	事業関係課
子ども地域活動支援事業	地域における子どもたちの体験活動等の機会の充実を図るため、地域団体や公民館が中心となり、子どもたちの体験活動を継続的に確保し、地域住民が指導者となって、子どもたちの地域活動を総合的に支援する。	生涯学習課
ファミリー・サポート・センターの整備・充実	ファミリー・サポート・センターの整備と円滑な運営を実施する。また、会員に対する講習会を充実し、資質の向上に努める。 なお、サービスの認知度が前期計画の策定時より低くなっている状況を踏まえ、広報誌等により引き続き周知を図る。	商工課
子育てネットワークの構築	子育て世代を多分野から支援するために、子育てに関わる様々な人・団体・施設などのネットワークの構築に努める。	児童家庭課 生涯学習課 健康対策課
子育て支援制度の充実	2歳未満の児童のいる子育て家庭へのごみ袋無料配布事業など、子育て家庭を支援する制度の充実に努める。	各事業実施課



保育サービスの充実

子どもの幸せを第一に考えるとともに、子育て家庭の多様なニーズに柔軟に対応できるように、各保育所、幼稚園等が連携して多様な保育サービスを提供するとともに、保育従事者の育成・確保を図ります。

また、保育サービスの質の向上を図るため、これまでに蓄積された子育て支援のための資源の効率的活用や総合施設の導入を検討しつつ、積極的な情報提供と、サービスを評価する仕組みの導入を図るとともに、保育所、幼稚園等の効率的な運営を目指します。

さらに、保育所の待機児童を解消するため、既存保育所等の施設能力の活用・整備を図るとともに、認可外保育施設の指導及び支援に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
保育所入所待機児童の解消	施設の新設や増改築による定員増や、家庭的保育、認定子ども園など多様な保育サービスについて、国の動向を見極めながら導入を検討することで保育環境の充実を図り、待機児童の解消に努める。	児童家庭課
認可保育所における延長保育・幼稚園における預かり保育の充実	保護者の就業時間に柔軟に対応できるよう保育時間の延長に努める。 認可保育所では、現在延長保育を実施していない公立保育所における延長保育の実施を検討する。 また、利用料の見直しを行い、継続的にサービスを提供できる体制の維持に努める。 幼稚園における教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う預かり保育を支援する。	児童家庭課 学校教育課
休日保育の推進	平成 20 年 10 月に 1 施設が事業を開始したところであり、引き続き、ニーズに応じた事業実施を図り、就労等で日曜日・祝祭日に保育を必要とする乳幼児に対して保育サービスを行うため、休日保育の充実に努める。 なお、利用料の見直しを行い、継続的にサービスを提供できる体制の維持に努める。	児童家庭課
病児・病後児保育の推進	病中及び病後回復期にあって、保護者の勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童に対し実施する病児・病後児保育の充実に努めるため、平成 21 年 3 月に医療法人 1 施設で事業を開始したところであり、引き続き、ニーズに応じた事業実施を図る。 なお、利用料の見直しを行い、継続的にサービスを提供できる体制の維持に努める。	児童家庭課
保育施設機能の充実と効率化の推進	民間認可保育所の施設整備による 3 歳未満児の受入れ枠の拡大及び民間認可保育所に対する施設整備補助を実施し、多様化する保育ニーズに対応した保育施設機能の充実を図るとともに、認定こども園制度など、様々な保育制度の導入を検討し、保育所、幼稚園等の運営の効率化に努める。	児童家庭課 学校教育課

事業名・施策	事業概要	事業関係課
幼稚園における2歳児の受入れ	幼稚園における2歳児の受入れの普及について、保護者に対し情報提供するなどして支援する。	学校教育課
認可外保育施設への支援	認可外保育施設への支援について、県の例にならひ、平成21年4月から補助対象を拡大(在籍児童数6人以上10人未満)したところであり、引き続き、基準を満たす施設への支援を行うなど、県との協力のもと、認可外保育施設への指導を行うとともに、児童の処遇向上のための支援を図る。	児童家庭課
障がい児保育の推進	障がい児の処遇向上を図るため、集団保育が可能で、保育サービスを必要としている障がい児を受け入れ、障がい児または障がいの認定はないが気になる子に対して、園と保護者の共通理解のもと、適切な対応の推進に努める。 認可保育所では現在22施設(公立13、私立9)で障がい児を受け入れているが、今後、さらに民間認可保育所における障がい児の受入れを要請する。 また、幼稚園での特別支援教育への支援及び巡回指導の推進に努める。	児童家庭課 学校教育課
マンパワーの確保と育成	公立保育所における園長補佐のフリー化や公立保育所における臨時、非常勤保育士への外部研修の実施など、保育の質の向上と多様な保育サービスに対応できる保育士等の保育従事者を育成するため、保育士等保育従事者の確保に努めるとともに、専門的知識や技術を習得できる研修体制の充実を図る。	児童家庭課
苦情解決第三者委員の設置	児童福祉施設に対する苦情解決について第三者委員を置き、適切な対応に努めるなど、引き続き、市の苦情等解決体制の利用者への周知を図る。	児童家庭課
児童福祉サービス第三者評価機関の導入	児童福祉における福祉サービスについて、児童福祉施設においても、公正で中立な第三者機関による、専門的で客観的な立場からの評価の導入を進める。	児童家庭課
保育料の軽減	保育所、幼稚園における子育て世帯の保育料負担の軽減に努める。 保育所保育料については、引き続き国の定める徴収基準額より減額し、第3子以降入所については鳥取県の補助制度により保育料を軽減する。 幼稚園保育料については、国の制度を活用して保育料の軽減に努め、第3子以降入園については、鳥取県と協調して保育料の軽減を図る。	児童家庭課 学校教育課



地域の子育て支援体制の強化

地域の子育てサービスの質の向上を図るため、子育てサークル等の支援や人材育成に努めるとともに、子育て支援サービスのネットワークの構築を推進し、子どもたちが地域社会の一員としていきいきと育つ環境をつくり、地域の中で安心して子育てができるように、子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
子育てサークルの育成・支援	地域の子どもや保護者等の交流促進のため、子育て支援センターを中心に、子育てサークルの充実に向けた相談・助言を行い、全ての地区で子育てサークルが活動できるように、各種事業活動を支援する。	児童家庭課
地域組織活動等の育成・支援	引き続き、母親クラブ等の地域組織の活動費の補助を行い、講習会等の実施や活動場所での交流を通じて、子育て家庭の支援のための地域組織活動を育成・支援する。	児童家庭課
保育所・幼稚園の地域活動事業の推進	子どもたちが地域に誇りをもてるように、今後は保育所・幼稚園における小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者等との交流や老人福祉施設への訪問等の世代間交流、また、地域の自然や文化にふれる機会等、地域活動の推進を図る。	児童家庭課 学校教育課
保育所・幼稚園における子育て相談への支援	保育所・幼稚園において実施されている、保護者からの子育て相談などに応じ、必要な情報の提供及び助言を行う相談事業など、子育て家庭の援助を行う活動を支援する。	児童家庭課 学校教育課
保育所・幼稚園の地域での活用の促進	保育所・幼稚園において実施されている子育てサークル、親子教室、園開放など、さまざまな子育て支援活動を、地域の子育て支援事業として、さらに活用を促進する。	児童家庭課 学校教育課
子育て支援に係る人材育成	引き続き、地域で子育て家庭を支援する人材の育成を図るため、関係機関と連携し、子育て支援に関する講習会の実施に努める。	児童家庭課
地域の保育資源に関する情報提供の充実	自分から「助けが必要」と言えず一人で悩みを抱え込んでいる保護者に対し、的確に情報が届くように、地域の保育資源の活動状況を把握し、子育てマップ等の広報誌やホームページ、地域メディア等を積極的に活用して、子育て家庭に様々な保育サービスに関する適切な情報を提供する。	児童家庭課 健康対策課 生涯学習課 学校教育課



(2) 母子の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じて、子どもや母親の健康が確保されるように、健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
健康診査等の充実	<p>妊婦一般健康診査やマタニティー応援教室、マタニティー相談を実施する。</p> <p>乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を行うとともに、発達障がい等の早期発見・早期対応を図るため、医療機関や関係機関等と連携し、健診内容の充実を図る。この集団健診は高い受診率であるが、単なる異常の早期発見に留まらず、今後、育児支援など内容の充実に向けて検討する。</p> <p>また、未受診者に対する受診勧奨や実態把握を行うとともに、受診率の向上のみならず、日頃のかかりつけ医をつくるなど、普段の健康への取組みによって、疾病などの早期発見が図られるよう、普段の医療機関とのかかわりについて、保護者へ周知・指導に努める。</p>	健康対策課
予防接種の実施	<p>定期的予防接種を円滑に受けられる環境を確保し、伝染の恐れのある疾病の発生及びまん延の予防を図るとともに、接種率を上げるよう努める。</p>	健康対策課
産後ヘルプサービス事業	<p>核家族等で身の回りのことや家事・育児が困難な産褥期にある家庭に対して、ヘルパー派遣事業を実施する。特に多胎児出産の場合、実施対象期間に配慮する。引き続き広報誌やホームページ等で広報に努める。</p>	児童家庭課
育児不安等についての相談支援	<p>引き続き子育て家庭の保護者や子どもに対する相談支援を行うとともに、各種子育て情報の提供に努めるが、特に自分から「助けが必要」と言えず一人で悩みを抱え込んでいる保護者に対し、的確に情報が届くよう図る。</p> <p>また、低出産体重児の保護者など育児負担が大きくなりがちな家庭に対しての支援・相談の充実に努める。</p>	児童家庭課 健康対策課 生涯学習課
子育て講座の開催	<p>保護者の育成、情報交換の場として、タムタムスクール、マタニティー応援教室、離乳食講習会、虐待予防・防止に関する講習会等、保護者に対する多様な学習・交流機会の充実に努める。</p>	児童家庭課 健康対策課 生涯学習課
家庭児童相談室の充実	<p>相談内容が複雑、多岐にわたるようになってきており、それらに対応するため、人材の確保、育成を行いながら、児童相談所や関係機関等と連携し、虐待のケースに限らず、親子の不安や悩み等に対する相談体制を充実する。</p> <p>また、保育所、幼稚園等の関係機関からの相談にも対応できる専門的な相談機能の充実に努める。</p> <p>なお、子育て支援に関わる人・団体・施設等のネットワークを構築し、様々なケースの相談にも適切に対応できる体制の整備に努める。</p>	児童家庭課

訪問指導・訪問 相談の充実	今後も継続して新生児等を対象に助産師による赤ちゃん訪問を行うとともに、発達心配される乳幼児のいる家庭に対して保健師などによる訪問指導や訪問相談を実施する。	健康対策課
育児相談の充実	地域の人材を活用する等、子育て支援の体制づくりを図るとともに、多胎児家庭等育児の負担が大きい家庭や地域で孤立している家庭に対して精神的支援に努める。 また、身近にある保育所や幼稚園で気軽に相談できる体制を整えるとともに、多様な相談内容に応じられるよう資質の向上に努める。	児童家庭課 健康対策課 学校教育課
療育相談の充実	5歳児発達支援事業を引き続き実施し、発達障がい児の早期発見並びに集団行動への適応促進と就学に向けた支援の確立を図り、保護者に対し発達相談や巡回相談の案内や園等を通じた情報提供を行うとともに、小児科医や学校への周知も行う。 また、その他の保健、医療、福祉、教育の連携強化についても、引き続き推進に努める。	児童家庭課 健康対策課 学校教育課 障がい者支援課
不妊治療への 支援	引き続き、不妊治療を必要としている家庭等への支援を図るため、鳥取県特定不妊治療費助成交付金事業(体外受精及び顕微授精に要する経費の一部を助成)等の周知を図る。	健康対策課
虫歯予防の推進	乳幼児健診を中心に、すくすく相談やようじ学級等の様々な機会をとらえた指導を行い、成長段階における歯科検診等を実施し、虫歯予防を推進する。	健康対策課



小児医療の充実

小児医療機関が充実する米子市においても、子どもを安心して生み、育てることができるよう、さらなる小児医療の充実・確保に努めます。

また、小児医療機関に関する積極的な情報を提供することにより、安心して子どもを生み、育てることができるという安心感を持ってもらうよう努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
特別医療費制度の充実	引き続き、小学校就学前までの児童を対象に、小児、ひとり親家庭及びぜんそく等の特定疾病に係る医療費制度の充実に努める。	保険年金課
急患診療所運営	夜間・休日における内科・小児科の診療を西部医師会に委託し実施する。 また、急患診療所の存在が広く認知されていないため、広報、健康ガイド等でその周知を図り、必要時の利用を促進する。	健康対策課
小児救急の充実	引き続き、小児救急に対応するため、広域事業として、西部地区の病院で小児救急医療支援事業を実施する。	健康対策課
休日歯科診療所運営	休日等における歯科診療を西部歯科医師会に委託して実施し、広報、健康ガイド等で周知に努める。	健康対策課
かかりつけ医の推奨	赤ちゃん訪問や、乳幼児健診等でかかりつけ医が必要な人に対し、子どもの健康管理の相談ができ、安心して子育てができる環境づくりの一環として、かかりつけ医を持つことの普及、啓発を行う。	健康対策課
学校等における健康診断の実施	児童生徒各種健診、教職員定期健診、就学時健診など、引き続き学校、保育所、幼稚園における健康診断を実施し、疾病等の早期発見・早期治療の指導・助言を行い、乳幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努める。	児童家庭課 学校教育課



食育の推進

朝食を食べない等、食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と身体の問題が生じていることから、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を行い、乳幼児期からの適切な食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家庭関係づくりによる心身の健全育成を図ります。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
子育て講座の開催(再掲)	保護者の育成、情報交換の場として、タムタムスクール、マタニティー応援教室、離乳食講習会、虐待予防・防止に関する講習会等、保護者に対する多様な学習・交流機会の充実に努める。	児童家庭課 健康対策課 生涯学習課
各種教室等講習会の充実	母と子の料理教室、マタニティー応援教室、幼児学級等の「食育」に関する講習会等を実施するとともに、参加の促進と内容の充実に努める。 また、学習機会の創出や情報提供を行うと共に、保育所から小学校、中学校まで、一連の流れの中で食育を行うため、連携した取組みを行う。	健康対策課
学校における食に関する指導の充実	栄養教諭や学校栄養職員による給食時間の訪問指導等を年間を通して計画的に実施できるよう、各学校との連携を密にし、児童生徒への食に関する指導を充実する。	学校給食課 学校教育課
スローフード運動の推進	ファーストフード等に慣れ、失いかけている食に対する感性を再発見するために、スローフード運動の推進等、味覚教育の推進を図るとともに、児童、生徒の意見を取り入れながら給食献立の作成を行い、食に対する感性を養うよう取り組み、食生活が心身に与える影響についての学習を推進する。 また、タムタムスクールでの食育講座を今後も継続して開催する。	健康対策課 児童家庭課 学校給食課 学校教育課 生涯学習課
規則正しい生活習慣の確立	タムタムスクールでの乳幼児期の基本的な生活習慣の講座や乳幼児健診での集団指導、保育所・幼稚園における指導を継続して開催するなど、保護者に対して望ましい食習慣の定着と食事の大切さ、特に就寝・起床時間、保護者の就労等の影響による欠食や個食の問題等についての啓発等を推進し、生活習慣病の予防を図るとともに、規則正しい生活習慣の確立を図る。	健康対策課 生涯学習課 児童家庭課 学校給食課 学校教育課
地産地消の推進	県内産食材使用割合 60%以上使用という県の目標値の達成に向け、(財)米子市学校給食会に対して働きかけを行い、家庭の食事や保育所・学校における給食等に地元の食材の活用を図り、地域経済の活性化を促進するとともに、児童の健康増進を図るため、健全な食生活に関する知識や習慣を身につけるよう食育を推進する。	学校給食課 学校教育課 生涯学習課 農林課 児童家庭課 健康対策課

思春期保健対策の充実

思春期における人工妊娠中絶、性感染症にかかる率の増加等、思春期における性の問題に対応するため、性に関する健全な意識を持ち、性感染症やその予防等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等の使用に関する教育、学童期・思春期における心の問題に対して、専門家の確保や地域での相談体制の充実に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
性感染症予防対策の推進	性に関する現状と課題について、思春期にある生徒が正しい知識を持って行動できるよう、地域全体や学校や街頭においての指導、広報等によって、性感染症及びその予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。	健康対策課 学校教育課 生涯学習課 保険年金課
飲酒・喫煙防止対策の推進	保健所、酒類販売団体、タバコ販売団体等と連携し、学校や街頭での指導、広報等により未成年の飲酒、喫煙の防止を図る。	健康対策課 学校教育課 生涯学習課
学校における性教育の充実	今後も継続して児童生徒の発達段階に応じた、性に関する学習を実施、充実する。	学校教育課
学校における喫煙防止教室、非行防止教室の推進	今後も継続して発達段階に応じた、喫煙や薬物等の危険性に関する学習を実施する。	学校教育課
学校における教育相談体制の充実	今後も継続してスクールカウンセラー等の活用を図りながら、教育相談の充実を図る。	学校教育課
相談事業の周知	今後も継続して「心の健康相談」、「命のダイヤル 110 番」事業等、フリーダイヤルによるカウンセリングを推進するため、相談事業について広く周知するための広報を行う。	学校教育課

(3) 教育環境の整備

次代の親の育成

次代の父親、母親を育成するために、家族が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義に関して、各分野が連携を図り、教育、広報及び啓発に努めます。

特に、幼い頃からの子育てに対する男女共同参画意識の形成が重要であることから、保育所、幼稚園から小・中学校、高等学校にいたる保育、教育機関における活動、学習の中で、男女が共同して子育てにあたるという意識形成と技術習得のための指導を、引き続き実施します。

また、中高生等の思春期において、子どもを生き育てることの意味を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、保育所、幼稚園、児童館等の場を活用し、小学生、中学生、高校生等との交流を推進し、乳幼児とふれあう機会を広げ、子どもの心身の健やかな成長に資するための取組みを推進します。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
保育・教育機関における男女共同参画意識の形成に向けての指導の推進	保育所・幼稚園における男女平等意識を育てる保育や教育を推進する。小・中学校における男女共生教育の実施や家庭科の授業等により、子育ての男女共同参画についての意識形成や技術習得のための指導を実施する。また、高校生についても意識形成のための啓発を実施する。	学校教育課 児童家庭課 人権政策課 男女共同参画推進課
乳幼児とふれあう体験学習の充実	今後も継続して中学校の総合的な学習等の機会を利用し、保育所や幼稚園の園児とのふれあう体験活動を実施する。	学校教育課
保育所・幼稚園の地域活動事業の推進(再掲)	子どもたちが地域に誇りをもてるように、今後も保育所・幼稚園における小学生、中学生、高校生、高齢者、障がい者等との交流や老人福祉施設への訪問等の世代間交流、また、地域の自然や文化にふれる機会等、地域活動の推進を図る。	児童家庭課 学校教育課



学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、いきいきと個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、学校の教育環境等の整備に努めます。

このため、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな身体の育成、信頼される学校づくり等を推進します。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
学校施設の充実	児童・生徒の増加による施設の増築、老朽化した施設の維持管理(大規模改造等を含む)、耐震基準を満たしていない施設の耐震化を推進して、安全安心な学校施設の環境・整備を図るなど、児童生徒が、いきいきと楽しく学べる学校づくりを目指し、義務教育施設の整備の充実を図る。	教育総務課 学校教育課
基礎・基本の確実な定着	今後も継続して小・中学校において、基礎・基本を確実に定着させ、一人ひとりの能力と適性を活かす教育の推進を図るため、少人数指導等の指導方法の工夫改善を行う。	学校教育課
豊かな人間づくり推進事業	引き続き、児童生徒が様々な体験を通して豊かな心を培うことができるよう「豊かな人間づくり推進事業」を充実し、児童・生徒が多様な活動に参加できる機会を提供する。	学校教育課
教職員研修の充実	子どもの人権をテーマとした職員研修の充実を図る。研修講座の開催や保育所・幼稚園職員との合同研修を通じて、すべての子どもの人権が尊重される学校づくりを目指す。	学校教育課 人権政策課 児童家庭課
学校行事等への参加の推進	引き続き学校行事やPTA主催の子育て講座等に対して支援を行うとともに、講座への保護者の参加を推進する。	学校教育課 生涯学習課
幼児教育の充実	すべての子どもたちが区別されることなく教育を受ける権利を有することを踏まえ、幼児期における教育活動の支援を図る。 また、保育所、幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、保育所・幼稚園と小学校との連携を図る。	学校教育課 児童家庭課



家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもを地域全体で育てるために、学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
市民総スポーツ運動推進事業	継続して各種スポーツ教室、スポーツ大会について、競技団体との協議を続け、市民総スポーツ運動推進事業の一環として、発達年齢や興味に応じた少年スポーツ教室、親子で楽しめる体力づくり大会、市スポーツ少年団が主催する交流大会等を実施する。	体育課
子ども会等青少年育成団体の活動支援	引き続き、米子市子ども会連合会、青少年育成米子市民会議の事務局を担い、米子市子ども会連合会や青少年育成米子市民会議等、子どもの健全育成や非行防止活動を行う団体を支援する。	生涯学習課
多様な体験機会の提供	親子、地域のボランティアや高齢者等が参加できる様々な体験のできる機会を提供する。 なお、講座の内容等に受講者の意見が反映できるようにするとともに、より幅広い人が参加できるように努める。	生涯学習課 環境政策課
児童文化センターの運営	児童文化センターでの親子で参加できる体験活動や学習機会の提供を継続して行うなど、乳幼児から小学生、中学生、高校生等、様々な世代を対象に、多様な体験学習が図られるよう、関係機関との連携を図り、各種事業の充実を図る。	生涯学習課
地域における人権教育の推進	学校、家庭、地域の連携のもとに、子どもの発育段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供、自然環境等の地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実等、家庭や地域における教育力を総合的に高める取組を行うなど、研修会の開催や各種団体等が開催する研修会への支援等を通じて、子どもの人権に関する教育の推進を図る。	人権政策課
日本語教室の開催	外国出身者で、子育て中の母親を対象に、日本語習得の支援を行う。 隣保館での外国出身者向けの日本語指導において、習得レベルに応じた指導ができる体制の充実を図る。	人権政策課

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストア等において、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、DVD、コンピューターソフト等の販売や、テレビやインターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されます。

したがって、関係機関、各種団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携し、関係業界に対する自主規制措置を働きかける等、有害環境対策を推進します。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
有害図書類販売自主規制の推進(自動販売機撤廃後の監視継続)	引き続き、学校、地域、警察等と連携し、子どもを取り巻く有害環境の実態把握を行うとともに、有害図書類の販売に関して、関係団体・業者に対する自主規制についての働きかけを行う。(有害図書類自動販売機については、撤廃運動の結果、平成 21 年度に県内全ての販売機が撤去されたが、引き続き監視を継続する必要がある。)	生涯学習課 学校教育課
有害図書類販売自主規制の推進	引き続き、学校、地域、警察等と連携し、子どもを取り巻く有害環境の実態把握を行うとともに、有害図書類の販売に関して、関係団体・業者に対する自主規制についての働きかけを行う。	生涯学習課 学校教育課
携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導	インターネットの適切な利用に関する教育の推進や、広報、その他関係機関と連携を図り、啓発活動を行う。	生涯学習課 学校教育課
有害サイトなどから児童を守る活動の推進	インターネットの有害サイトなどメディアにおける有害環境から児童を守るフィルタリングサービスの啓発活動の推進に努める。また、児童自らが有害サイトから身を守れるように、情報を正しく読み解く力を養う教育に努める。	生涯学習課 学校教育課

(4) 生活環境の整備

良質な住宅・居住環境の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりがある住宅を確保できるよう、良質で安全なファミリー世帯向け公営住宅の確保を図ります。

また、シックハウス対策の推進等により、居住環境の安全性の確保に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
公営住宅における良質な住宅の供給	継続して既存公営住宅におけるバリアフリー化の推進、老朽化した住宅の更新に努めるとともに、居住環境の安全性に努める。	建築住宅課
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討	継続してひとり親世帯の優先入居制度や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置制度等を実施する。	建築住宅課

安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの親が、安心して外出できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や受動喫煙（室内等において他人のタバコの煙を吸わされること。）の防止対策等を推進し、子育て世帯にやさしい環境の整備に努めます。

また、子どもや子ども連れの親等が安全に安心して通行できるよう、道路交通環境の整備を推進します。

さらに、子どもが犯罪等に巻き込まれないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の設備、配置において、犯罪等の予防を考慮するとともに、防犯灯、緊急通報装置等の整備を推進します。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
安全な公園・道路環境の整備の推進	公園、道路等のバリアフリー化は、事業の予算確保が難しく、道路用地の買収を必要とする場所があるなど、困難な状況であるが、できる限り公園や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、既存施設等の定期的な点検を実施し、危険箇所等の修繕・補修を行い、安全・安心な公園や道路環境の維持・確保に努める。	維持管理課 土木課
受動喫煙防止対策の推進	公共施設等における受動喫煙を防止するため、禁煙・分煙の推進に努める。今後、公共施設における完全禁煙について引き続き検討する。	健康対策課 総務管財課 児童家庭課 学校教育課 生涯学習課
防犯灯・街路灯の設置の推進	引き続き、自治会に対する防犯灯の設置及び電灯料に対する助成を行い、夜間の防犯等のため、防犯灯や街路灯の整備を推進する。	防災安全課 維持管理課

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

職業生活と家庭生活が両立するためには、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等、働きやすい環境を阻害する慣行や諸要因を解消し、男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう、働き方の見直しを行うことが必要であり、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進し、職場における子育て支援意識を醸成し、男女がともに育児休暇・介護休暇等を取得しやすい環境づくりを推進するため、関係団体との連携を図りながら、広報、啓発、研修、情報提供等を積極的に行います。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
男女共同参画社会の形成の推進	<p>男女共同参画社会基本法の理念を実現することを目的として、共働きの潜在ニーズが高いことを踏まえ、ワークライフバランスの推進に向けた働き方を見直す意識改革、職場における子育て支援意識の向上、働きやすい労働条件の向上のために、引き続き、関係団体と連携を図りながら、広報、啓発、情報提供等を行い、男女平等な雇用環境の整備及び職業生活と家庭生活の両立を支援する。</p> <p>また、家庭内にあっても固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を行う。</p>	男女共同参画推進課 商工課
企業・職場における子育て支援意識の啓発	<p>男女がともに、育児休暇・介護休暇等を取得できるよう市民に対して広報誌やポスター・リーフレット等を活用して制度の啓発、普及を図る。</p> <p>また、関係機関と連携・協力し事業主に対して、男女がともに、育児・介護休暇等を取得しやすい環境づくりに向けた啓発に努める。</p>	男女共同参画推進課 商工課
労働条件の向上への啓発	<p>労働時間の短縮やフレックスタイム制、パートタイム勤務、在宅勤務等、子育てしながらも、働きやすい労働条件の向上について、事業所等への啓発に努める。</p>	商工課
父親の育児参加の啓発	<p>継続して父親も対象としたマタニティー応援教室の開催、お父さんのメモリーノートの交付等を行い、父親としての自覚や育児参加について啓発する。</p>	健康対策課

仕事と子育ての両立の推進

多様な働き方に対応した延長保育等の保育制度や放課後児童健全育成事業（なかよし学級）及び地域での相互援助活動等の充実を図り、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
保育制度の充実	引き続き多様化する保育ニーズに対応した保育施設機能の充実を図るとともに、延長・休日・病児・病後児保育等の特別保育事業の充実に努める。 また、幼稚園における2歳児の入園や預かり保育の実施について、周知に努めるなどして支援する。	児童家庭課 学校教育課
ファミリー・サポート・センターの整備・充実（再掲）	ファミリー・サポート・センターの整備と円滑な運営を実施する。また、会員に対する講習会を充実し、資質の向上に努める。 なお、サービスの認知度が前期計画の策定時より低くなっている状況を踏まえ、広報誌等により引き続き周知を図る。	商工課
放課後児童健全育成事業（なかよし学級）の充実・推進	子どもの健やかな成長に資するため、放課後児童クラブ指導員の研修を推進し、保育内容の充実に努めるとともに、待機児童の解消、開級時間の延長、開設日数の拡充などを踏まえ、放課後児童クラブの設置・運営を引き続き行う。	児童家庭課



(6) 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故等から守るため、警察、交通安全指導員、保育所、幼稚園、学校、地域等と連携し、交通安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの効果や正しい使用方法を周知し、着用率の向上を図ります。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
交通安全の推進	引き続き保育所、幼稚園、小・中学校における交通安全教育を推進する。	防災安全課 児童家庭課 学校教育課
シートベルト&チャイルドシート着用徹底キャンペーン	引き続きシートベルトやチャイルドシートの着用の徹底を図るため、街頭キャンペーンや広報等により周知を図る。	防災安全課

子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもを犯罪等から守るため、地域住民の防犯意識を向上させ、学校、家庭、地域で連携し、地域ぐるみで子どもを犯罪等から守る社会の形成を推進します。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
校区防犯協議会の活動の推進	引き続き、各小学校区・地区の防犯協議会を通じ、犯罪の防止と防犯意識の高揚及び活動の推進を図るとともに、校区防犯協議会の活動費の助成を行う。	防災安全課
子どもの安全を地域で守る体制づくりの推進	「子どもかけこみ 110 番」のステッカーの定期的な点検や「子どもかけこみ 110 番」対応マニュアルの作成による対応の共通認識と徹底、子ども見守り隊の活動など、地域住民、地域ボランティア、学校、PTA等の団体や関係機関等との連携を図り、子どもの安全を地域で守る体制づくりに努める。	生涯学習課 協働推進課 学校教育課 福祉政策室
関係機関・団体との連携	少年指導委員が地域の協力を仰ぎ活動しやすくするため、少年指導委員の認知度の向上、役割等についての広報・啓発に力を入れ、少年育成センター、警察や少年サポートセンターと連携して、子どもの安全の確保のための活動を行う。	生涯学習課
非行防止活動団体等の支援	青少年育成米子市民会議の活動を活性化し、少年育成センター及び少年指導委員の広報・啓発を充実して活動を支援する。	生涯学習課
学校安全マニュアルの整備	継続して学校における安全管理組織の充実を図り、役割分担、連携体制を明確にするとともに、不審者対策を念頭においた安全管理マニュアルを整備する。	学校教育課

事業名・施策	事業概要	事業関係課
家庭内における児童の安全確保の啓発	転落、誤飲、火傷、溺水など家庭内における乳幼児の事故の防止について、乳幼児健診、子育て安心ダイヤル、子育て支援センター、タムタムスクールなどにおいて保護者への啓発を行う。	健康対策課 児童家庭課 生涯学習課

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

児童虐待予防・防止対策の充実

増加する児童虐待に対応するため、児童虐待の相談体制、関係機関の連携体制を充実し、予防と早期発見・早期対応を適切に行うとともに、児童虐待予防と防止対策の充実に図ります。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
児童虐待、DVの通告・受付体制の充実	継続して虐待及び虐待が疑われる子どもに関する相談・連絡・通告への速やかな対応に努める。 また、DVに関する相談を受け、将来虐待に発展する恐れのある暴力の未然防止に努める。	児童家庭課
相談体制の充実	継続して虐待及び虐待が疑われる家庭への支援を含め、ひとり親など育児困難状況に陥りやすい家庭に対し、乳幼児健診時や家庭児童相談室、子育て支援センター、医療機関などにおける相談体制、ネットワークの充実に図る。	児童家庭課 健康対策課
児童虐待防止ネットワークの充実	継続して虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、「米子市要保護児童対策地域協議会」の充実に図る。	児童家庭課 福祉課 健康対策課 学校教育課 障がい者支援課
虐待予防・防止に関する研修会の実施	児童虐待を未然に防止するため、父親、母親になる人、なった人も含め、広く一般市民に対して、米子市要保護児童対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向けの研修会を引き続き実施する。	児童家庭課 健康対策課

ひとり親家庭の自立支援の推進

米子市では、ひとり親家庭が増加傾向にあることから、子育て費用等の負担軽減、就労支援等を図り、ひとり親家庭への経済的支援や、生活支援に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
ひとり親家庭への支援制度・事業の推進	<p>児童扶養手当制度、医療費助成制度等のひとり親家庭に対する各種助成制度・事業の推進を図るとともに、各種制度等の周知に努める。</p> <p>また、県との協力により、母子家庭への就労支援、ヘルパー派遣事業等の実施に努める。</p> <p>児童扶養手当受給者に対する市指定ごみ袋の無料配布を引き続き行う。</p>	<p>児童家庭課 保険年金課</p>
母子生活支援施設の充実	<p>継続して母子家庭の社会的自立のため、母子生活支援施設の充実を図る。</p>	<p>児童家庭課</p>
母子相談の充実	<p>継続して母子家庭の自立促進のため、就労支援、各種資金の貸付相談、母子保護等、専門的な相談機能の充実を図る。</p> <p>さらに、母子生活自立支援施設での相談体制の充実に努める。</p>	<p>児童家庭課</p>
ひとり親家庭への経済的支援	<p>継続してひとり親家庭に対する保育料等の負担軽減に努める。</p> <p>また、経済支援策を検討する。</p>	<p>児童家庭課</p>
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討(再掲)	<p>継続してひとり親世帯の優先入居制度や子育て世帯に対する入居の際の優遇措置制度等を実施する。</p>	<p>建築住宅課</p>

障がい児施策の充実

障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・早期治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校等における健康診断等を実施します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように、保健、医療、福祉、教育等の各施策の円滑な連携を図ります。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
健康診査等の充実(再掲)	<p>妊婦一般健康診査やマタニティー応援教室、マタニティー相談を実施する。</p> <p>乳幼児に対する健康診査を実施し、乳幼児の発育状況や保護者の育児不安に対する相談、指導を行うとともに、発達障がい等の早期発見・早期治療を図るため、医療機関や関係機関等と連携し、健診内容の充実を図る。この集団健診は高い受診率であるが、単なる異常の早期発見に留まらず、今後、育児支援など内容の充実に向けて検討する。</p> <p>また、未受診者に対する受診勧奨や実態把握を行うとともに、受診率の向上のみならず、日頃のかかりつけ医をつくるなど、普段の健康への取組みによって、疾病などの早期発見が図られるよう、普段の医療機関とのかかわりについて、保護者への周知・指導に努める。</p>	健康対策課
学校等における健康診断の実施(再掲)	<p>児童生徒各種健診、教職員定期健診、就学時健診など、引き続き学校、保育所、幼稚園における健康診断を実施し、疾病等の早期発見・早期治療の指導・助言を行い、乳幼児・児童・生徒の健康の保持増進に努める。</p>	児童家庭課 学校教育課
障がい児保育の推進(再掲)	<p>障がい児の処遇向上を図るため、集団保育が可能で、保育サービスを必要としている障がい児を受け入れ、障がい児または障がいの認定はないが気になる子に対して、園と保護者の共通理解のもとに、適切な対応の推進に努める。</p> <p>認可保育所では現在 22 施設(公立 13、私立 9)で障がい児を受け入れているが、今後、さらに民間認可保育所における障がい児の受け入れを要請する。</p> <p>また、幼稚園での特別支援教育への支援及び巡回指導の推進に努める。</p>	児童家庭課
特別支援教育の充実	<p>幼児・児童生徒の障がいの種類や程度、能力、適性等を的確に判断し、適正な就園・就学に努めるとともに、障がいの有無にとらわれることなく特別な支援が必要な幼児・児童生徒に対して、保護者の理解と協力も得ながらその能力・適性に応じた支援の充実を図る。</p>	学校教育課
療育相談の充実(再掲)	<p>5 歳児発達支援事業を引き続き実施し、発達障がい児の早期発見並びに集団行動への適応促進と就学に向けた支援の確立を図り、保護者に対し発達相談や巡回相談の案内や園等を通じた情報提供を行うとともに、小児科医や学校への周知も行う。</p> <p>また、その他の保健、医療、福祉、教育の連携強化についても、引き続き推進に努める。</p>	児童家庭課 健康対策課 学校教育課 障がい者支援課

事業名・施策	事業概要	事業関係課
知的障がい児通園施設(あかしや)の充実	今後も継続し知的障がい児通園施設事業を実施するとともに、施設機能を活用した療育相談や外来療育支援の充実を図る。	児童家庭課 障がい者支援課
療育に関するネットワークの構築	知的障がい児通園施設「あかしや」や鳥取県立総合療育センター、鳥取大学医学部脳神経小児科など各種関係機関等との療育に関するネットワークの確立及び連携に努め、療育システムの充実を図る。	児童家庭課 健康対策課 学校教育課 障がい者支援課

被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもや少年非行等の問題を抱えた子どもの精神的な立ち直りを支援するために、このような子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、要保護児童対策地域協議会と関係機関が連携し、きめ細かな対応の実施に努めます。

表 - 具体施策

事業名・施策	事業概要	事業関係課
支援を必要とする子どもへの対策の充実	支援を必要とする子どもへの早期対応を継続して実施するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関・関係機関同士の連携を密に行い、支援を必要とする子どもへの早期対応を図る。	児童家庭課 学校教育課

第6章 後期計画の推進に向けて



- 1 . 推進体制
- 2 . 各主体の役割

第6章 後期計画の推進に向けて

1. 推進体制

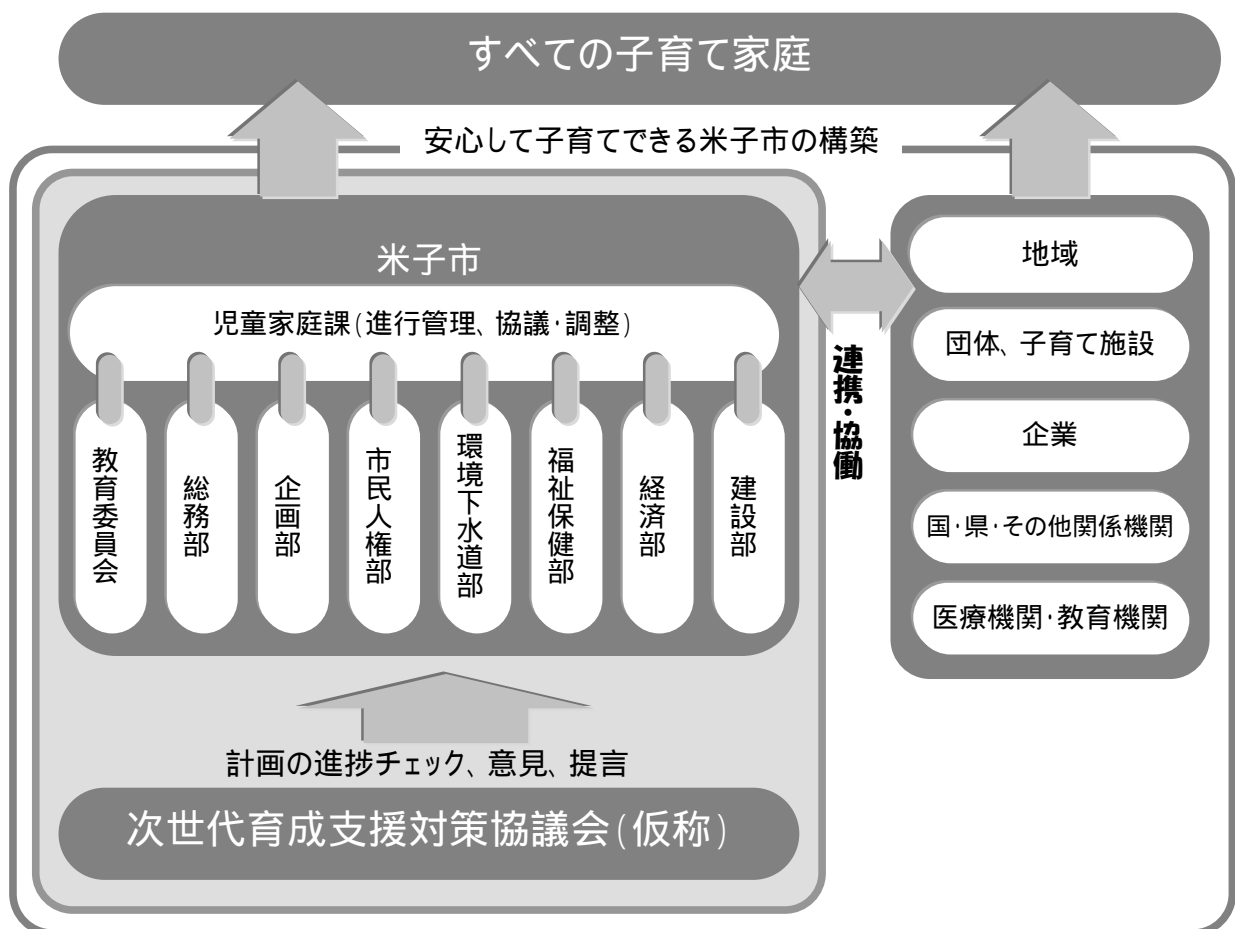
後期行動計画の推進へ向けた推進体制と進行管理体制について示します。

行動計画の推進に当たっては、前期計画に引き続き児童福祉主管課である児童家庭課が、関係部局と各施策の実施について相互に連携・調整を図りながら、計画の全体的な進行を把握し、総合的、計画的に取り組んでいくこととします。

また、市民、地域、団体、企業などとの連携・協働をより一層推進し、家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望を実現し、すべての子どもが健やかに育つ環境を整備していく事も必要です。

さらに、行動計画の実施状況について、毎年、計画の実施状況を把握、点検し、市民に公表するとともに、実施が遅れているものや実施の見直しが求められているものなどには、速やかにその対応について関係部局と協議調整を行い、各種の施策について、一体的に効果的に実施されるよう、推進を促していきます。

図 - 計画の推進体制



2. 各主体の役割

後期行動計画の推進へ向けて、子育て支援環境の整備における、各立場の役割について示します。

行動計画の推進には、「子どもの育ちへの支援」、「保護者への支援」、「地域づくり」の3つの基本方向から、子どもと子育て家庭を包括的に支えていくために、福祉・保健・教育をはじめ、子どもに関係する様々な分野にまたがった施策を展開するものであり、その実現のためには、家庭を中心として、行政、地域、事業主、関係機関、諸団体等がそれぞれの役割を担いながら、緊密な連携を図っていくことが必要です。

そのため、ここで示す役割に基づき、各主体が互いに連携し行動します。

【保護者の役割】

父母、その他の保護者は、子育ての当事者としての自覚を持ち、子育ての意義を感じながらも、楽しみや喜びとしてとらえ、ひとりでは悩まず、周りのサポート体制を活用しながら、責任を持って子育てすることが望まれます。

【地域の役割】

地域では、子どもは地域で育てるものとの認識をもち、子育て世代や親、子どもに関心をもち、温かく見守るとともに、場合によっては指導、助言など、適切なアドバイスを行い、子育て世代が地域の中で安心して子育てしやすい環境づくりを行うことが望まれます。

【子育てに関わる団体の役割】

団体は、様々な子育て支援を実施する際に、子育て世代のニーズに適切に対応できるように、他の団体や、地域、行政などと連携し、幅広い分野に関する支援が行えるようなネットワークを構築するとともに、常に情報交換を密に行い、社会の変化に対応した子育てサービスの提供を行うことが望まれます。

団体とは、子育てに関わるNPOや各種のサークル、民間の子育て施設などを示します

【事業主の役割】

事業主は、子育て世代が求める、育児休業等の取得や、勤務時間の短縮、有給休暇の取得など、労働者が子育て支援に関する制度を有効に活用できるよう職場環境を整えることが望まれます。

また、企業は子育てを応援する事が社会的責務であるとの認識をもち、仕事と子育てを両立できる環境づくりや雰囲気づくりに努め、仕事を持ちながらも安心して子育てできる米子市の実現を支えることが望まれます。

【行政の役割】

行政は、各種の子育て支援サービスを提供するとともに、企業や団体、地域などと連携し、行政が行うべきことと民間との連携で対応することなどの役割分担を明確にし、地域や団体などのネットワークの構築による相談体制の確立など、横のつながりを意識した子育て支援体制の充実を図ります。

行政内部においても、子育てに関係する施策を通じて、各課が協力し、効率よく効果的なサービスの提供が行えるように努めます。

資料編



資料1 策定スケジュール

資料2 米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会
設置要綱

資料3 米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会
委員名簿

資料編

資料1 策定スケジュール

年月日	会議等	内容
平成21年2月	ニーズ調査	就学前児童 2,970 名、小学生児童 2,973 名を無作為抽出、アンケート郵送配布・回収
平成21年8月7日	第1回策定委員会	【議題】 委員長選出 米子市次世代育成支援行動計画前期計画策定後の状況について 次世代育成支援行動計画ニーズ調査の結果について ニーズ調査の結果に基づく目標事業量について
平成21年10月6日	第2回策定委員会	【議題】 ニーズ量の推計結果及び前期行動計画の評価について 後期計画の目次(案)及び策定スケジュールについて
平成21年11月16日	第3回策定委員会	【議題】 米子市次世代育成支援行動計画後期計画(素案)について
平成21年11月27日	第4回策定委員会	【議題】 米子市次世代育成支援行動計画後期計画(素案)第2章3～第5章について 今後のスケジュールについて
平成21年12月21日 ～22年1月19日	パブリックコメント	
平成22年1月26日	第5回策定委員会	【議題】 パブリックコメントの結果について 米子市次世代育成支援行動計画後期計画(最終案)について

資料2 米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の基本理念に基づき平成17年3月に策定した、米子市次世代育成支援行動計画を検証し、次世代育成支援行動計画後期計画(平成26年度までの次世代育成支援対策の内容に関する行動計画をいう。以下「後期計画」という。)を策定するため、米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、後期計画の策定に関する事項について調査検討を行い、その結果を、市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体等の会員、職員その他構成員及び市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

資料3 米子市次世代育成支援行動計画後期計画策定委員会委員名簿

	氏名	区分	所属団体等
委員長	谷本 要	保健医療	鳥取県西部医師会小児科医会
委員	前田 隆子		鳥取大学医学部保健学科
"	西村 秋仁	教育環境	米子市小学校校長会
"	景山 信子		米子市中学校校長会
"	波多野 和雄		米子市私立幼稚園協会
"	足立 靖子		米子市小中PTA連合会
"	中平 康子		米子市私立幼稚園PTA連合会
"	野上 一成		労働・生活環境
"	丸山 裕毅	米子労働基準監督署	
"	坂田 政久	米子市公民館連合会	
"	加藤 洋子	男女共同参画推進会議米子	
"	高岡 誠一	米子警察署生活安全課	
"	下田 瑠美	鳥取県西部総合事務所福祉保健局	
"	西井 通	児童福祉	
"	石橋 總子		鳥取県子ども家庭育み協会米子地域連絡会
"	新宮 美津代		米子市保育所保護者会連合会
"	ト蔵 久子		タムタムスクール実行委員会
"	池田 千鶴枝		障がい児福祉
"	竹上 順子	市長が必要と認める者	公募委員
"	土山 博子		公募委員

米子市次世代育成支援行動計画 後期計画

【発行】米子市 児童家庭課

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町 1-1

TEL : (0859) 23-5178 FAX : (0859) 23-5137